

## 「いわて男女共同参画プラン」（案）について

- 県では、現行の「いわて男女共同参画プラン」が本年度までの計画期間となっていることから、平成 21 年 8 月に岩手県男女共同参画審議会に対し、新しい男女共同参画計画の基本的方向について諮問しました。
- 平成 22 年 9 月に「素案」をとりまとめ、第 1 回目のパブリック・コメント及び地域説明会を開催したほか、同年 11 月に指標を含めた「計画案」について第 2 回目のパブリック・コメントを実施し、県民の皆さんからご意見をいただき、計画へ反映させてきました。
- 今般、同審議会から「答申」をいただき、この答申に基づく「最終案」を別添のとおりとりまとめました。
- 県議会 2 月定例会に計画の承認議案を提案するとともに、県議会承認後は、説明会の実施や広報などにより、県民の皆さんに計画の浸透を図っていくこととしています。

### 1 これまでの取組

- ・ 岩手県男女共同参画審議会（会長：吉野英岐岩手県立大学総合政策学部教授）に諮問（H21.8.6）
- ・ 「素案」についてパブリック・コメント（7か所の地域説明会含む）を実施（H22.9.8～H22.10.7）
- ・ 「計画案」についてパブリック・コメントを実施（H22.11.22～H22.12.21）

### 2 計画の名称等

- (1) 名称：いわて男女共同参画プラン
- (2) 計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度
- (3) 基本目標：「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」
- (4) 施策の基本的方向：計画の目標達成に向けて、次の 3 つの柱により施策を展開
  - I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
  - II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり
  - III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

### 3 計画のポイント

これまでのプランの成果と課題を踏まえ、次の 3 点に重点をおいて施策を推進

- ① 幅広く男女に浸透する意識啓発・・・特に男性の意識改革を促進
- ② 家庭・地域・職場などでの実践・・・家庭や職場、地域活動における幅広い共同参画の推進
- ③ 市町村との連携・・・サポーターの活動を通じた連携、市町村の DV 対策の取組支援

# いわて男女共同参画プラン(案)の概要

記者 席 配 付 資 料  
(いわて男女共同参画プラン関係資料2)  
平成 23 年 2 月 7 日  
環境生活部青少年・男女共同参画課 内線 5345



## これまでのプラン

- 【目標】「男女が共に輝く心豊かな社会」【計画期間】H11～22 年度  
【施策の基本的方向】
- I 男女共同参画の視点に立った意識改革
  - II 女性の参画拡大による男女共同参画の推進
  - III 労働の場における男女共同参画の推進
  - IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
  - V 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処

## これまでのプランの主な成果と課題

- 【成果】…男女共同参画推進の基盤づくりが進む
- ① 市町村における男女共同参画計画の策定や地域において男女共同参画を推進するサポーターの養成が進む。(計画策定 H22.6 月現在 29 市町村、サポーター認定者 H21 年度末 590 人、全市町村に認定者輩出)
  - ② 男女共同参画の拠点施設として、H18 男女共同参画センターを開設。
  - ③ 家族経営協定締結や女性の起業など、農林水産分野における女性の参画が進む。(協定締結 H13 365 件→H21 1313 件、起業家 H10 23 人→H21 208 人)
  - ④ 配偶者暴力相談支援センターを設置 (H22 年度：県 11 箇所、市町村 1 箇所)
- 【課題】…これまで整備してきた基盤を活用し、男女双方への意識啓発や地域等での実践に関して粘り強い取組が必要
- ① 男女の不平等感、固定的性別役割分担意識が根強く残っている。  
社会通念・慣習・しきたりなどで男性の方が優遇されていると感じている割合 H10：72.6%、H21：72.8% (県民意識調査)
  - ② 政策・方針決定過程への女性の参画が不十分。  
県の審議会等における女性の割合 H10：24.3% H21：33.9%
  - ③ M 字カーブが解消されていないとともに、仕事と家庭・地域生活の両立についての理想と現実と差がある。  
仕事と家庭・社会活動の両立の理想と現実 (男性について・男性自身の回答) 「両立させる」を理想：30.3% 現実「両立している」：20.1%
  - ④ 配偶者からの暴力の問題が顕在化しており、若年層への予防教育や相談員の資質向上などの取組が必要。  
DV相談の件数 (H21) 配偶者暴力相談支援センター：1262 件  
警察署：221 件

## ＜ポイント＞

- 1 幅広く男女に浸透する意識啓発・・・特に男性の意識改革を促進
- 2 家庭・地域・職場などでの実践・・・家庭や職場、地域活動における幅広い共同参画の推進
- 3 市町村との連携・・・サポーターの活動を通じた連携、市町村の DV 対策の取組支援

## ＜基本目標＞ 「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」

男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場など様々な分野において対等なパートナーシップを発揮できる社会を目指します。  
＜計画期間＞平成 23 年度から 32 年度までの 10 年計画 (指標については 27 年度までの 5 年間)

### 【I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成】

男性も女性も男女共同参画の意義・必要性を理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動ができるよう、人材の育成を図ります。

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実  
地域において男女共同参画を推進する人材の養成と活動支援などを行う。  
特に男性の人材養成を推進する。
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し  
市町村と連携して地域における制度・慣行の見直しを推進するほか、表彰の実施等による男女共同参画推進に向けた気運の醸成などを行う。
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大  
県の審議会等における女性委員の登用促進や、市町村、企業等に対する女性登用の働きかけなどを行う。

※主要指標：①～⑦

### 【III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援】

男女の人権が尊重される社会に向けて、女性に対する暴力の根絶と、女性の健康支援に取り組みます。

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶  
女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくり、暴力への厳正な対処、被害女性に対する救済策の充実を図る。特に DV に関しては、若年層への予防教育や相談員の資質向上、市町村の取組への支援を行う。
- 2 メディアにおける人権の尊重  
人権尊重に向けた県民意識の醸成や関係業界への働きかけなどを行う。
- 3 生涯にわたる女性の健康支援  
性と生殖に関する健康と権利の推進や妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実などに取り組む。

※主要指標：⑫、⑬

### 【主要指標】 (基準値→H27 年度目標値) (※基準値は表示がない場合は H21)

- ① 男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合 (60.8%→90.0%)
- ② 男性の男女共同参画サポーター認定者数 (H22 68 人→118 人) (男性のサポーターがいる市町村の割合 (H22 58.8%→100%))
- ③ 子育てサポーター養成数 (307 人→427 人)
- ④ 社会慣習の中での不平等感の割合 (72.8%→60%以下)
- ⑤ 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合 (53.0%→80.0%)
- ⑥ 県職員管理監督者に占める女性の割合 (10.5%→17.0%)
- ⑦ 教職員の管理職に占める女性の割合 (H22 21.5%→22.5%)
- ⑧ 職場において男女が平等と感じている人の割合 (20.5%→30.0%)
- ⑨ 家族経営協定締結農家数 (毎年度新規 100 戸)
- ⑩ 農業農村指導士に占める女性の割合 (毎年度 30.0%)
- ⑪ 女性の漁業士数 (13 人→16 人)
- ⑫ DV 防止法の名称又は内容を知っている人の割合 (80.2%→90.0%)
- ⑬ 自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合 (43.5%→80.0%)

### 【II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり】

性別に関わりなく自らの意思で人生を選択し、家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくりを推進します。

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進のための環境づくり  
仕事と子育て・介護の両立を図る労働環境の整備や多様な子育て支援サービスの充実を図る。
- 2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備  
労働関係法令の周知徹底を図るほか、労働相談の実施や就業支援などを行う。
- 3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進  
家族経営協定締結促進、農山漁村を担う若い世代の女性の交流活動支援などを行う。
- 4 女性の職業能力開発の促進  
女性の職業能力開発や再就業・起業に向けた支援を行う。
- 5 家庭における男女共同参画の推進  
家事・育児・介護への男性の参画促進や、ひとり親家庭、高齢者、障がい者等生活に困難を抱える方々への支援を行う。
- 6 地域における男女共同参画の推進  
地域の課題解決に向けた活動が男女共同参画の視点で行われるよう、多様な団体への普及啓発、男女共同参画センターにおける地域課題の把握、情報提供、学習機会提供、ネットワーク構築などを行う。

※主要指標：⑧～⑪、② (再掲)、④ (再掲)

### 【計画の推進に当たっての役割と連携】

県民：一人ひとりがそれぞれの地域で実践  
男女共同参画サポーター：市町村と連携・協働した活動  
農林水産関係団体、企業等：農林水産分野や企業での取組

NPO 等：様々な分野において男女共同参画の視点で活動  
市町村：地域の実状を踏まえた施策の展開、情報発信  
県：男女共同参画センターを拠点に情報発信、学習事業等を展開

記者席配付資料  
(いわて男女共同参画プラン関係3)  
平成23年2月7日  
環境生活部青少年・男女共同参画課 内線5345

# いわて男女共同参画プラン (案)

平成23年2月

岩手県

# 目次

## はじめに

- 1 なぜ計画を作るのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第1章 総論

- 1 社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 平成12年プランにおける成果と課題・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

## 第2章 各論

- 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 各論記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・・・・ 22
  - 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し・・ 25
  - 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・ 28
- II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり
- 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のため  
の環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - 2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備・・・・・・・・ 36
  - 3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 40
  - 4 女性の職業能力開発の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
  - 5 家庭における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
  - 6 地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援
- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
  - 2 メディアにおける人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
  - 3 生涯にわたる女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

## 第3章 計画の推進

- 1 それぞれの役割と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 プランの進捗状況管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

主要指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

参考指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

## はじめに

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます（男女共同参画社会基本法第2条）。

男女共同参画社会の実現により、地域社会が活性化するとともに、「ひと」を大切にした社会の形成、生活の質の豊かさにつながります。

また、様々な分野に男女が参画することにより、人と人のネットワークが広がるとともに、支えあう社会の形成につながります。

男女共同参画社会の実現により、男性、女性、子どもなどすべての人にとって「生きやすい社会」となるものです。

### 1 なぜ計画を作るのか

本県では、平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成12年3月に平成22年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」（以下「平成12年プラン」という。）を策定し、「男女が共に輝く心豊かな社会」の実現を図るため総合的な施策の推進を図ってきたほか、平成14年10月には「岩手県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民等の責務、施策の基本的事項などを定めたところです。その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成支援対策推進法」の制定など男女共同参画に関する制度等との整合を図るため、平成17年6月にはプランの見直しを行いました。今般、計画期間が平成22年度で満了することから、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、新しい「いわて男女共同参画プラン」を策定することとしました。

このプランは、基本法及び条例第9条に基づく計画であり、長期的見通しに立って本県における男女共同参画社会づくりの目標、方向、実現方策を総合的に定めるものです。国に対しては、県の取組に対する積極的な支援、協力を求めるとともに、市町村に対してはこの計画を勘案した行動計画の策定と、県との連携による一体的な施策の推進を要請するものです。さらに、県民一人ひとりが男女共同参画の実現を自らのこととして考え、家庭・地域・社会等において取り組む際の、また関係団体や民間企業が、自主的な活動や事業に取り組む際の基本指針としての性格を併せ持つものです。

### 2 計画の期間

平成23年度（2011年度）を初年次とし、平成32年度（2020年度）を目標年次とする10か年計画です。

ただし、主要指標については5年後（平成27年度（2015年度））の目標値とし、5年経過時に後期の目標値を定めます。

# 第1章 総論

## 1 社会情勢の変化

平成12年プラン策定後において、社会情勢は急激に変化し、男女共同参画にも影響を与えています。

### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

本県では、出生率の低下とともに全国を上回るペースで高齢化が進み、全国に先立って平成9年から人口減少社会に移行しています。総人口は、平成22年6月1日現在で1,332,456人となっており、今後もこのような減少傾向が続いた場合、平成30年には120万人から125万人程度まで減少すると推計されています。その中で労働力人口も減少していることから、女性の労働力への期待はますます高まっています。

一方、核家族化の進行などにより人口の減少とは逆に世帯数は増加し、特に高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増えており、高齢者が地域で孤立せず安心して暮らせる社会が望まれています。

### (2) 経済・雇用情勢の悪化

世界的な景気の悪化により、平成20年から雇用環境が急激に悪化し、経済の低成長の継続、消費の低迷、雇用環境の悪化、派遣切り、ワーキングプアの問題など、格差の問題が深刻化しています。

このことは、女性の就業機会にも影響を与え、男女の自立やワーク・ライフ・バランスにも悪影響を及ぼしています。

### (3) 市町村やNPO等の役割の増大

市町村合併が進む（平成10年度末59市町村から平成21年度末34市町村へ）とともに、県から市町村への権限移譲により市町村で完結する業務が拡大するなど、市町村の役割が大きくなっています。

また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中で、行政や企業では十分対応しきれないニーズに迅速・柔軟に対応する新たな公共サービスの担い手として、NPO（※）等の役割が重要となってきています。

※NPO：Non-Profit Organizationの略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

●世界の動き…世界の女性が抱える問題の解決に向けた取組は国連を中心に行われています。

平成 12 年 (2000 年) : 「女性 2000 年会議」開催。「北京宣言及び行動綱領」(※1) の再確認などを盛り込んだ「政治宣言」などを採択

平成 17 年 (2005 年) : 「第 49 回国連婦人の地位向上委員会」開催。「北京宣言及び行動綱領」などを再確認し完全実施に取り組むための宣言を採択

平成 21 年 (2009 年) : 国連女子差別撤廃委員会が我が国に対する最終見解 (※2) を発表

※1 北京宣言及び行動綱領 : 1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議 (北京会議) で採択された宣言及び行動綱領。行動綱領では、女性の地位向上、女性のエンパワーメント (力をつけること、意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること) の視点から緊急的かつ優先的に行動を起こすべき問題を分析し、12 の「重大問題領域」として取り上げ、これらの解決のため、政府、国際機関、民間部門、女性団体、メディア等の分野での最も重要な国際公約となっている。また、宣言は、北京会議に出席した各国政府による、世界の女性の地位向上とエンパワーメントを推進するための制約 (コミットメント) ・決意等を記載したもので、行動綱領と併せて採択された。

【行動綱領における 12 の重大問題領域】①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力紛争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女児

※2 国連女子差別撤廃委員会の最終見解 : 女子差別撤廃条約 (P23 を参照) の我が国に係る実施状況について、民法における婚姻適齢等の規定や固定的性別役割分担意識など数多くの課題を指摘し対応を要請した。

●日本の動き

平成 12 年 (2000 年) : 男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」策定

平成 13 年 (2001 年) : 省庁再編で内閣府が置かれ、その中に男女共同参画会議と男女共同参画局を設置

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (以下「DV 防止法」という。) の公布・施行 (2004 年及び 2007 年に一部改正)

平成 15 年 (2003 年) : 一定規模以上の事業主に仕事と育児の両立を支援するための行動計画策定を義務付ける次世代育成支援対策推進法の制定

平成 18 年 (2006 年) : 男女雇用機会均等法改正 (間接差別 (※) の禁止等)

※間接差別 : 性別以外の事由を要件とする措置であって、当該要件を満たす男性及び女性の比率を勘案すると実質的に性別を事由とする差別となるおそれがあると考えられるものを、合理的な理由がある場合でないときに講ずること。

●岩手県の動き

平成 12 年（2000 年）3 月：男女共同参画社会基本法の趣旨、理念や本県の現状を踏まえ、「いわて男女共同参画プラン」（平成 12 年プラン）を策定

平成 14 年（2002 年）4 月：福祉総合相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定

10 月：男女共同参画の推進に向けた県の強い意志表明と本県の地域特性に応じた男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にするため、岩手県男女共同参画推進条例を制定

平成 15 年（2003 年）4 月：県の「青少年女性課」を「青少年・男女共同参画課」に改称

平成 17 年（2005 年）7 月：平成 12 年プラン策定後に制定されたDV防止法や次世代育成支援対策推進法などと整合性を図り男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、平成 12 年プランを改訂

〃 9 月：本県における配偶者暴力対策を推進するため「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定（平成 20 年 5 月一部改正）

平成 18 年（2006 年）4 月：男女共同参画センターを開設

〃：各広域振興局等保健福祉環境部及び男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定



## 2 平成 12 年プランにおける成果と課題

本県では、平成 12 年 3 月に「男女が共に輝く心豊かな社会」を目標とする平成 12 年プランを策定しました。このプランでは「男女共同参画の視点に立った意識改革」、「女性の参画拡大による男女共同参画の推進」、「労働の場における男女共同参画の推進」、「家庭・地域における男女共同参画の推進」及び「女性の健康支援と女性に対する暴力への対処」の 5 つを施策の基本的方向とし、施策を推進してきました。

これまでの取組により、市町村における男女共同参画計画策定促進や、男女共同参画を地域で推進する男女共同参画サポーターの養成、県男女共同参画センターの開設、農家における家族経営協定締結促進など、男女共同参画の基盤づくりが進みました。

しかし、男女の不平等感や固定的性別役割分担意識が根強く残っているほか、政策・方針決定過程への女性の参画が不十分であり、仕事と家庭・地域生活の両立に関して理想と現実に差があるなど、様々な課題が残っています。

### (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革

- 市町村の男女共同参画計画の策定が進み、地域においても男女共同参画への取組が行われるようになっていきます。

市町村の男女共同参画計画策定率

平成 10 年度：5.0% (3/59 市町村) → 平成 21 年度：82.4% (28/34 市町村)

平成 22 年度目標：100%

- 男女共同参画について、言葉は浸透してきていますが、内容の周知はまだ不十分です。

男女共同参画社会基本法の認知度

	平成 15 年度	平成 21 年度
内容を知っている	10.5%	13.9%
聞いたことはあるが内容は知らない	34.0%	46.9%
知らない	45.2%	30.4%

(平成 21 年度「男女が共に支える社会に関する意識調査」(男女共同参画に関する県民意識や行政に対するニーズを把握し男女共同参画施策推進の基礎資料とするため、県内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人を対象に数年ごとに実施しているアンケート調査。以下「意識調査」という。)

平成 22 年度目標：「名称又は内容を知っている」80.0%

- 固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」といった考え方）がまだ根強く残っています。

「男は仕事、女は家庭」の考え方について

	平成10年度	平成21年度
同感する	22.4%	16.9%
同感しない	66.0%	62.4%
わからない	10.1%	15.3%

(平成21年度意識調査)

- 地域における男女の役割分担の慣習・しきたりが根強く残っており、男女の不平等感を感じている割合は依然として7割を超えています。

社会通念・慣習・しきたりなどで男性の方が優遇されていると感じている割合

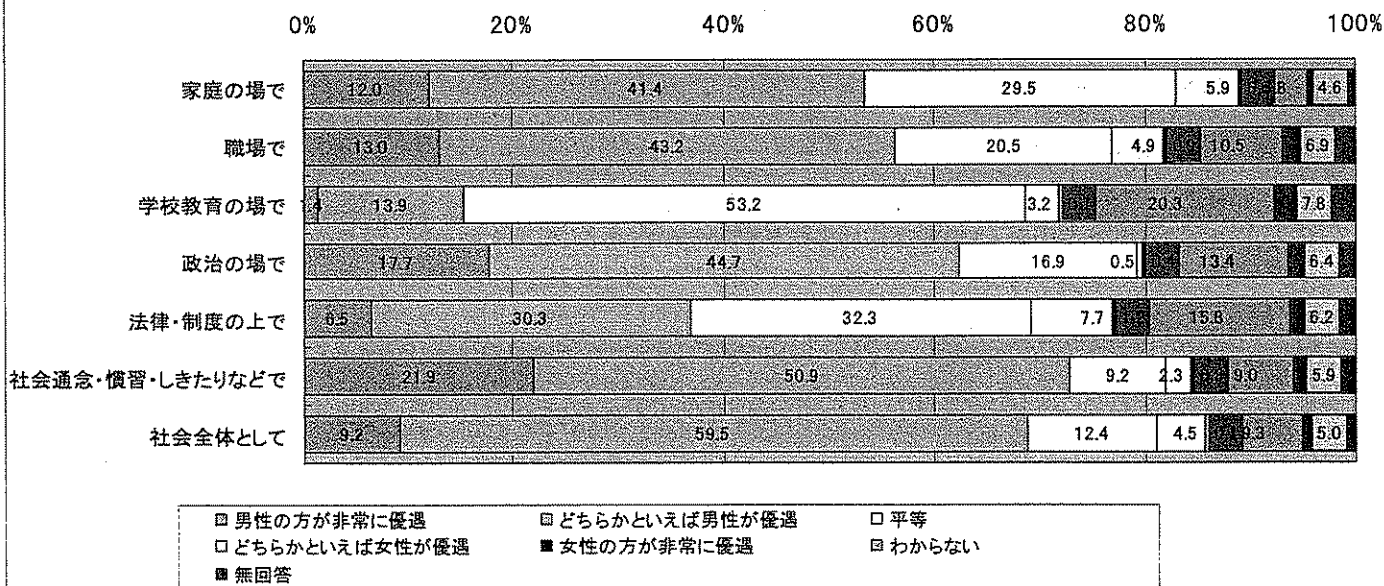
平成10年度：72.6%      平成21年度：72.8%

(平成21年度意識調査)

平成22年度目標：60%

- 男女の地位の平等感は「教育の場」と「法律・制度の場」を除き、男性の方が優遇されていると感じている割合が5割を超えています。

男女の地位の平等感(単位:%) (H21年度)



(平成21年度意識調査)

意識改革や制度周知が十分に進んでいない主な要因としては、

- ・ 長年にわたる男女の固定的役割分担意識や慣習が根強く残っており、その解消

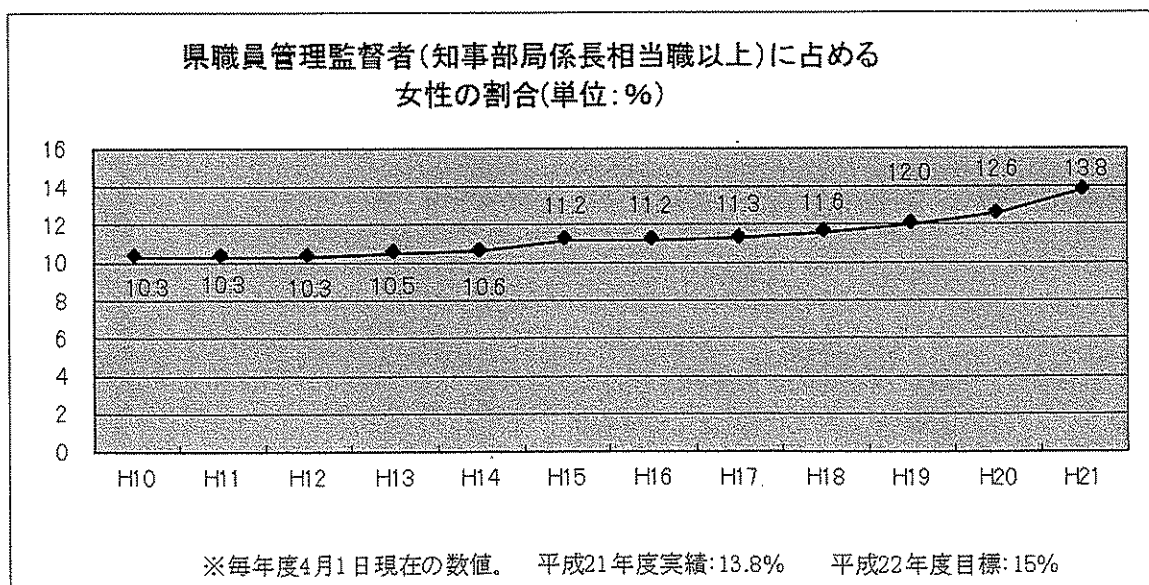
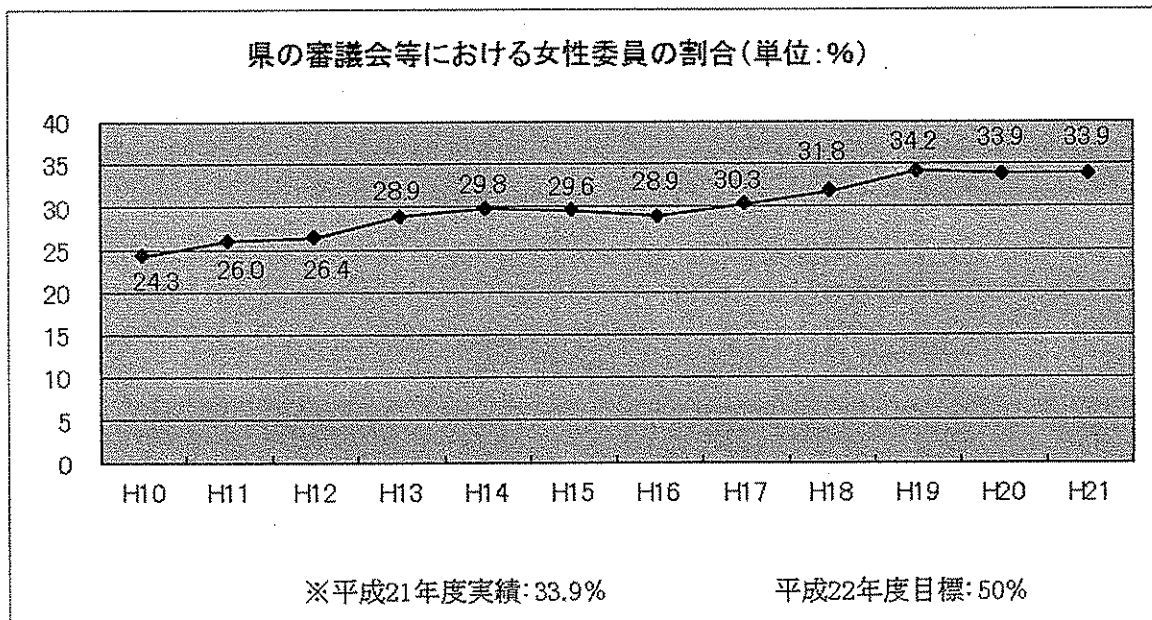
が容易でないこと

- ・ 目指すべき男女共同参画の姿を分かりやすく身近なものとして示せず、男女共同参画が「働く女性への支援」という印象を与えてきたため、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要であるとの認識が広がっていないことなどが考えられます。

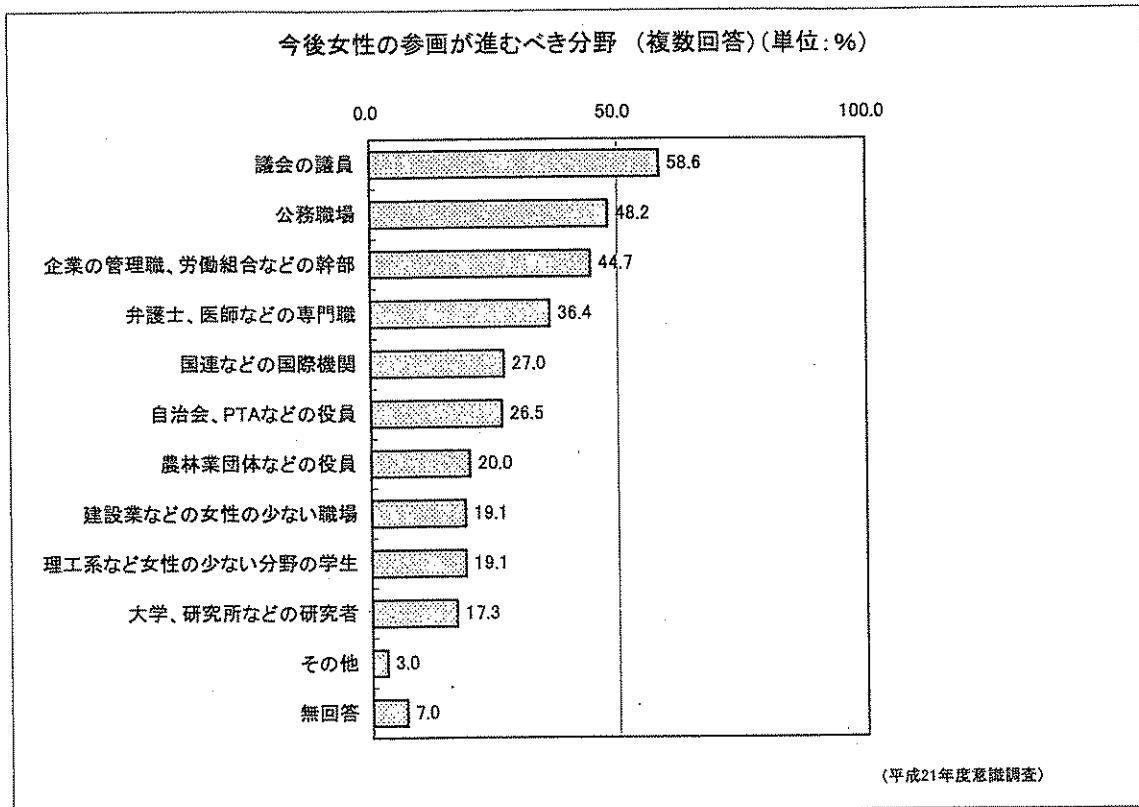
## (2) 女性の参画拡大による男女共同参画の推進

- 政策・方針決定過程への女性の参画については、県の審議会等委員に関しては、平成10年度から20年度にかけての10年間で9.6ポイント増加し、国の目標である33.3%は超えています。県の目標（50%）には達していない状況です。

また、県職員管理監督者に占める女性の割合も、徐々に上がっていますが、目標には達していません。



- 女性の参画をあらゆる分野に進めていくため、研修会等の開催、生涯学習の推進等により、女性に対する男性の差別意識の解消や女性自身の意識改革等を行ってきました。しかしながら、女性の参画が少ない分野が多くあります。また、議会の議員、公務職場、企業の管理職、労働組合の幹部など、指導的地位への女性の参画が期待されています。



- 男女共同参画推進の拠点施設として、平成18年度に男女共同参画センターを開設し、NPO 法人と協働して、県民を対象とした男女共同参画に関する情報提供、学習、相談、交流事業を実施しています。今後も事業の更なる充実が必要です。

〈男女共同参画センターの機能〉

情報…男女共同参画に関する様々な分野の情報を広く収集し、情報紙発行、ホームページ、図書・ビデオ等の配架、メール配信、企画展示などにより、県民がいつでも気軽に活用できるようにします。

学習…講座やセミナーの開催などにより、男女共同参画に関する県民の意識啓発や学習機会の提供を行います。

相談…家庭、健康、育児、介護など生活全般に関して相談に応じます。

交流…男女共同参画に向けた県民の自主的な活動や地域における各種団体相互の連携・交流を推進します。

- いわて男女共同参画サポーター（※）の養成が進み、全市町村に養成することができました。しかし、地域においてサポーターがまだ十分に活用されていない状況

にあります。

いわて男女共同参画サポーター認定者：平成 21 年度末 590 名（うち男性 10.8%）

平成 22 年度目標：サポーターのいる市町村の割合 100%、

認定者数 550 名、うち男性の割合 15%

※ いわて男女共同参画サポーター：地域において男女共同参画を推進するため、平成 12 年度から市町村の推薦を受けて県が養成しているもの。県が実施している男女共同参画サポーター養成講座の修了者を認定している。

政策・方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいない主な要因としては、

- ・ 女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに政策や方針の決定に携わる女性を増やしていくことが経済や社会の活性化につながるという意識が、各団体等に十分理解されていないこと
- ・ 女性自身も、指導的立場に立つことによる孤立・不安や、長時間労働となることなどにより、指導的地位に立つことを躊躇する傾向が見られること
- ・ 子どもたちの進路選択において、従前の慣行等から性別による分野の偏りが見られること
- ・ 県の審議会等委員については、法律や条例で委員を職指定する規定があったり、登用しようとする分野に女性の専門家が少ない、団体推薦の場合に団体が推薦し得るポストに女性が就任していないという状況にあること

などが考えられます。

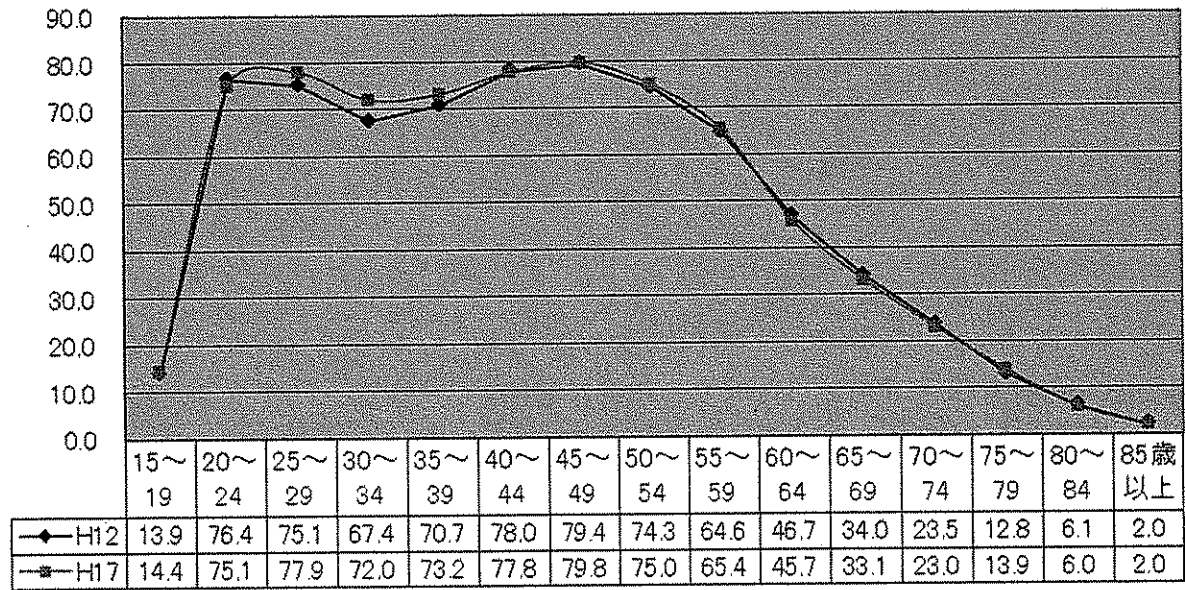
### (3) 労働の場における男女共同参画の推進

- 国において男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などの法整備が行われたほか、県では女性の就業支援のための相談・情報提供、職業訓練などを行ってきましたが、出産・育児で退職する女性はまだまだ多く、M字カーブ（※1）は解消されていません。また、女性就業者に占める非正規雇用者の割合は、従前に比べて高く、男性と比べても高くなっているほか、所定内給与額（※2）を比較しても男女の賃金格差が縮まっていない状況にあります。

※1 M字カーブ：日本の女性の労働力人口比率を年齢階層別にグラフ化したとき、30歳代を谷として20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。原因は出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。

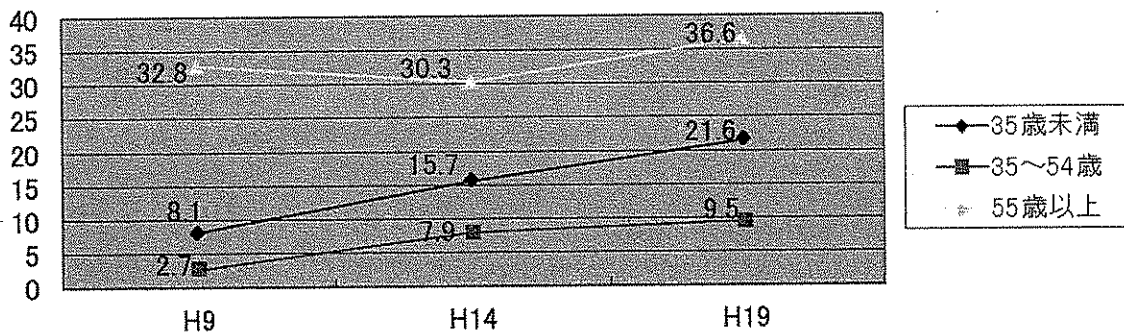
※2 所定内給与額：労働契約等であらかじめ定められている支給要件、算定方法により支給された現金給与額のうち超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交代手当として支給される給与）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額。

年齢階級別労働力率(岩手県 女性)(単位:%)

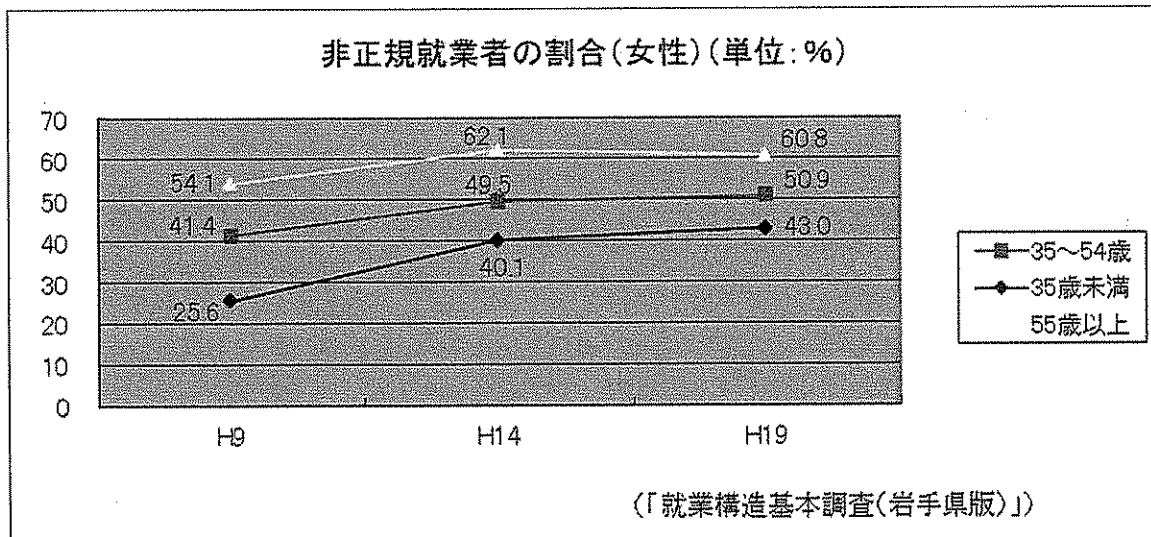


(総務省「国勢調査」)

非正規就業者の割合(男性)(単位:%)



(「就業構造基本調査(岩手県版)」)



### 所定内給与額 (岩手県)

	男性	女性	男性を100とした場合の女性
平成13年	273,300円	183,300円	67.1
平成21年	268,700円	185,700円	69.1

(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

- 会社などの役員に占める女性の割合は約 22.4%で、全国では 35 位となっています。

### 会社などの役員に占める女性の割合

岩手県			全国		
総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
29,500	6,600	22.4	4,011,700	932,700	23.2

全国順位

1位: 徳島県 (28.8%)	2位: 宮崎県 (28.2%)	3位: 岡山県 (28.1%)
45位: 千葉県 (19.8%)	46位: 埼玉県 (19.8%)	47位: 沖縄県 (15.7%)

(総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。「従業上の地位」が「雇用者」である者のうち、雇用形態が「会社などの役員」である者についての数値であること。抽出による調査であるため、人数は100人単位となっている。)

- 仕事と子育て・介護の両立支援のため、各種啓発活動や企業に対して一般事業主行動計画策定支援を行ったことなどにより、計画策定に取り組む企業は増えてきていますが、企業の経営環境が厳しさを増す中で積極的な取組が広がりにくい状況にあります。女性の育児休業取得率は上昇していますが、男性の育児休業取得者は依然として低い水準にとどまっています。

育児休業取得率

	平成15年度	平成18年度
女性	75.1%	77.8%
男性	0.9%	1.1%

(岩手県「女性労働者雇用管理調査」、「労働条件等実態調査」(平成18年度で調査終了))

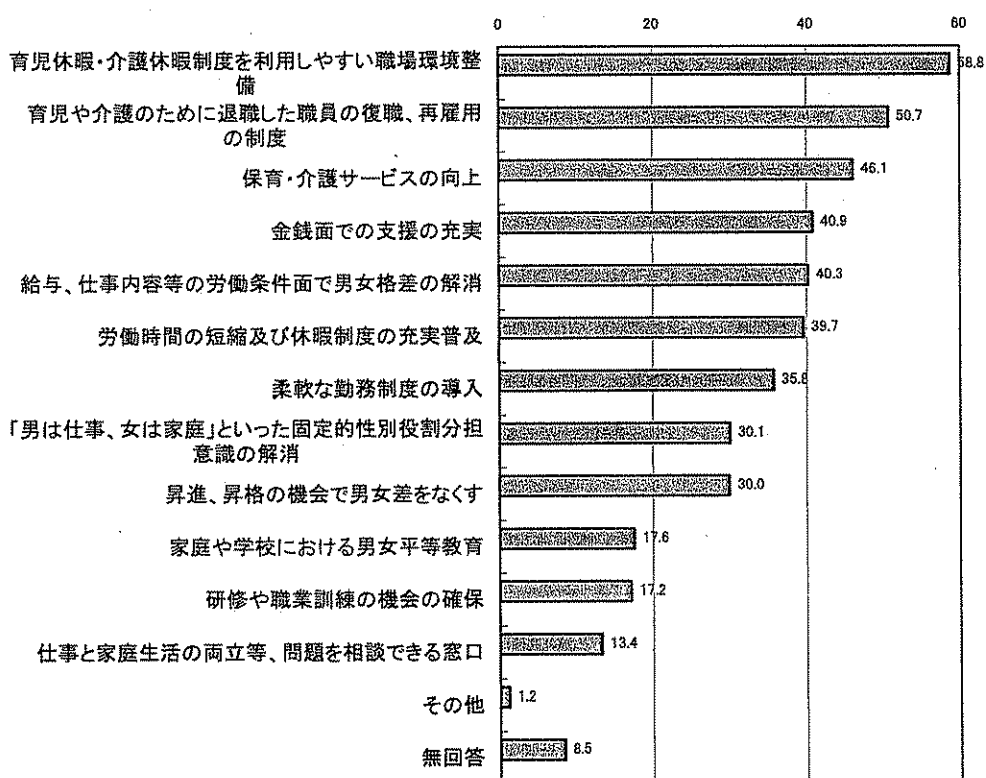
平成22年度目標：女性80%、男性7%

一般事業主行動計画(※)策定率(従業員50人以上中小企業)

平成21年度：31.4%

※ 一般事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法(平成15年制定。10年間の時限立法)により、301人以上(平成23年4月以降は101人以上)の労働者を雇用する事業主は策定しなければならないこととされている行動計画。

両立のために必要なこと(女性について 複数回答) (単位：%)

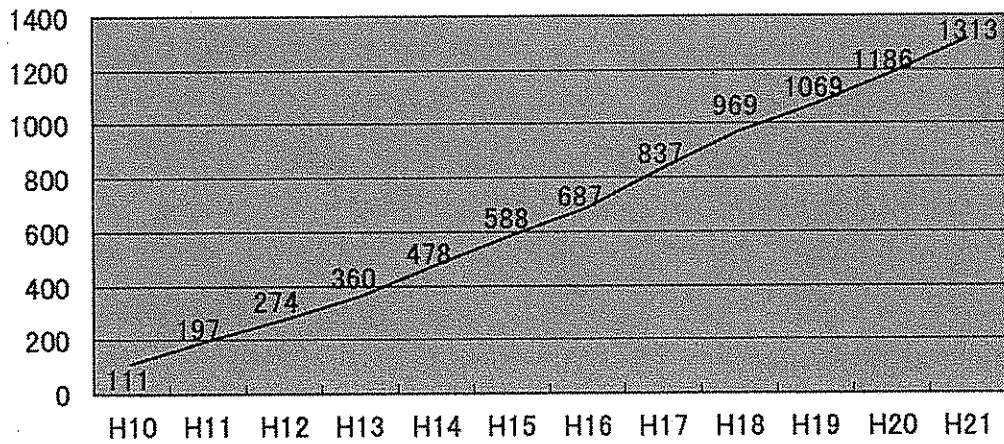


(平成21年度意識調査)

- 農山漁村においては、家族経営協定締結農家数や農業女性の起業者数は増加しています。しかし、経営権は男性に偏っている状況にあることから、男性と女性が共同で経営に参画できる体制や環境の整備を進めていく必要があります。

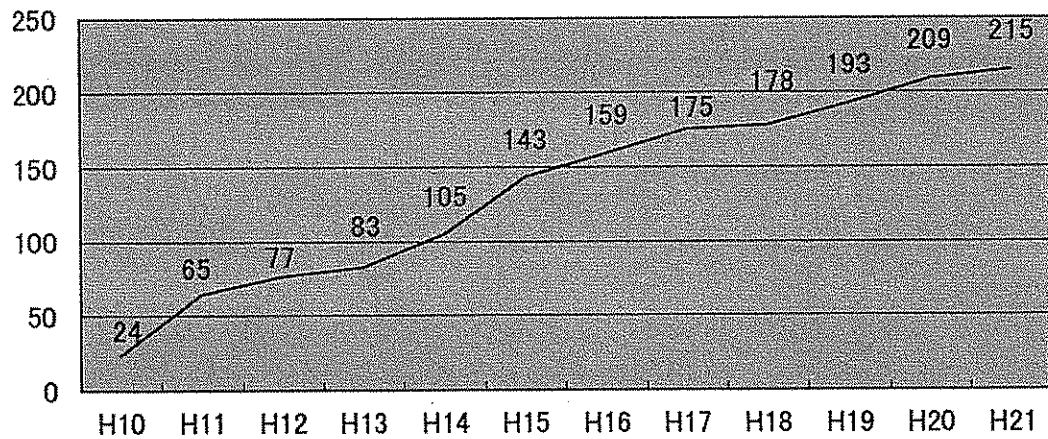


家族経営協定締結農家数(単位:戸)



平成22年度目標:1000戸

農村女性の起業者数(個人)(単位:人)



平成22年度目標:170人

労働の場における男女共同参画が十分に進んでいない主な要因としては、

- ・ 男女共同参画に向け女性を積極的に採用し始めたものの、長時間労働、転勤の経験など男性の旧来の働き方を前提とした人事慣行や、業務内容、研修などキャリア形成機会の男女間格差のほか、出産・育児等での就業中断により男女間で就業年数に差が生じていること
- ・ 雇用の場においては、固定的性別役割分担意識のもと、男性を中心とした基幹的労働者は長時間勤務が可能など前提に評価され、同様の働き方が困難な女性は評価されにくかったこと
- ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に向けた働き方の見直しや、出産後も就業を継続できるような雇用環境整備が十分に進んでいないこと
- ・ 農山漁村においても、固定的性別役割分担意識や古い因習等が残っており、女性の経営参画を促進する上での障壁となっていること

などが考えられます。

#### (4) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 子育てサポーターの養成や一時・特定保育実施保育所の整備が進むなど、育児支援は進んできています。しかし、延長保育実施可能保育所割合が70%台にとどまっているほか、一部の市などで保育所待機児童が発生していることなど、仕事と子育ての両立支援はまだ不十分な状況にあります。

子育てサポーター養成数	平成 16 年度：102 人	平成 21 年度：307 人 (平成 22 年年度目標：200 人)
一時・特定保育実施保育所数	平成 15 年度：98 箇所	平成 21 年度：187 箇所 (平成 22 年度目標：172 箇所)
保育所待機児童数	平成 10 年度：236 人	平成 22 年 4 月 1 日現在：53 人 (平成 22 年度目標：0 人)
延長保育実施可能保育所割合	平成 10 年度：31.2%	平成 21 年度：74.6% (平成 22 年度目標：100%)

- 男性の家事への参画が進んでいないほか、仕事と家庭・社会活動の両立に関する理想と現実には差があります。

共働きの家庭での夫婦の家事時間

	夫	妻
平成 15 年度	95 分	343 分
平成 21 年度	98 分	324 分

※「家事時間」には、育児、介護・看護の時間も含む。  
(県民生活基本調査)

仕事と家庭・社会活動の両立の理想と現実（男性について）（男性自身の回答）

「両立させる」を理想とする：30.3%  
現実に「両立している」：20.1%  
(平成 21 年度意識調査)

仕事と家庭・地域活動の両立が十分には進んでいない主な要因としては、

- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、大企業や子育て期の女性の問題としてとらえられがちで、男女を問わず個人の生活の充実のためであるとか企業の生産性向上や社会・経済の活性化につながるものという理解が不十分であること
- ・ 保育施設等保育サービスの拡充を進めてきましたが、供給が需要の伸びに追いついていないほか、就労形態の多様化等により増加する3歳未満児の入所希望に応じる体制が整っていないこと

- 男女共同参画が働く女性のための施策であると思われがちで、家庭や地域における男女共同参画についての意識啓発が十分浸透していないことなどが考えられます。

(5) 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処

- 女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性に対する健康支援対策は進んできていますが、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

健康教育講座等（※）実施回数      平成 17 年度：10 回      平成 21 年度：26 回

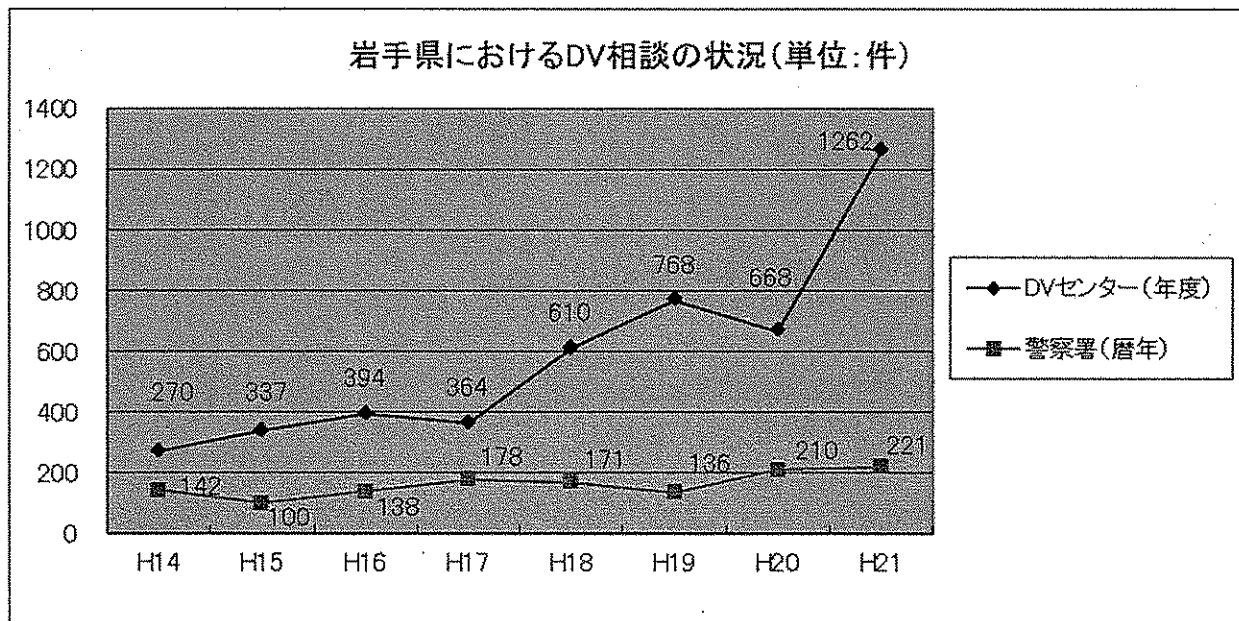
※健康教育講座等：思春期から更年期の女性を対象として保健所が実施する健康講座（講演会含む）。

- DV（※1）に関する相談機関である配偶者暴力相談支援センター（※2）は、平成 14 年度は 1 箇所でしたが、平成 22 年度には 12 箇所（うち 1 箇所は市町村設置）となりました。相談体制の整備が進んできたことにより相談件数が増加し被害が顕在化しており、今後もDV防止対策の更なる充実に向けて、関係機関と連携した取組が必要です。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」）：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からの暴力」をいう。DV防止法では、被害者と加害者の関係は配偶者（事実婚、元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含む。）とされているが、被害者の性別は限定していない。

※2 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）については、平成 14～17 年度までは福祉総合相談センターの 1 箇所。平成 18 年度に各振興局及び男女共同参画センターを指定。平成 21 年度に盛岡市がもりおか女性センターを指定。平成 21 年度の相談件数には、もりおか女性センター分（607 件）を含む。

	県設置	市町村設置
平成 14 年度	1 箇所（福祉総合相談センター）	
平成 22 年度	11 箇所（福祉総合相談センター、各広域振興局等 9、男女共同参画センター）	1 箇所（盛岡市）



- DV防止法の内容を知っている県民の割合は3割にとどまっており、保護命令制度や発見通報の努力義務などDV防止法の内容に関する県民への意識啓発はまだ不十分な状況にあります。

内容を知っている	32.4%
聞いたことはあるが内容は知らない	48.2%
知らない	12.3%

(平成 21 年度意識調査) ※平成 22 年度目標:「内容を知っている」割合 70.0%

DVに関する意識啓発が十分に進んでいない主な要因としては、

- ・ DV防止法の制定が平成 13 年と比較的新しく、普及啓発事業の効果がまだ十分表れていないこと
- ・ DVの防止に向けて、市町村など関係機関との連携が十分でなかったことなどが考えられます。

### 3 計画の基本的な考え方

男女共同参画を実現するためには、男性も女性も共に男女共同参画の意義・必要性を十分理解し、家庭・地域・職場など様々な場において男女の人権を尊重し、性別に関わらず個性と能力を発揮するようにしていくことが必要です。

そこで、この計画では、根強く残っている課題解決や政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っていくために、市町村等と連携を図りながら、「幅広く男女に浸透する意識啓発」と「家庭・地域・職場など様々な場における実践」に力を入れて、施策を推進します。

#### (1) 計画の基本目標

国内外の動きや社会経済情勢の変化に対応し、本県の男女共同参画を実現するため、次の基本目標を掲げ、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会

#### (2) 施策の基本的方向

「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」の実現に向けて、次の3つを「施策の基本的方向」と位置付け、総合的な施策を推進します。

##### I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

家庭、地域、職場において男女共同参画を推進するためには、あらゆる世代の県民が男女共同参画の意義・必要性を理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動ができるようにする必要があります

このため、県民への教育・意識啓発や地域における制度・慣行の見直しを行うとともに、男女共同参画を推進する人材の育成を図るほか、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に取り組みます。

##### II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

性別に関わりなく自らの意思で人生を選択し、家庭、地域、職場において個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。

このため、全ての県民が、仕事、家庭生活、社会活動などを自分の希望するバランスで行うことができるよう、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた意識啓発や雇用環境、仕事と家庭の両立支援サービスの整備を図ります。

また、雇用の場、農林水産業、商工自営業や地域活動において、男女が対等なパ

ートナーシップを発揮し、いきいきと活動でき、ひとり親家庭、高齢者、障がい者など生活に困難を抱える人も安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

### Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼします。特に配偶者からの暴力は、家庭という密室で行われるため潜在化・深刻化しやすく、防止や被害者支援に向けた対策が急務です。

また、女性は妊娠や出産により男性とは異なる健康上の問題に直面するため、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策を講じる必要があります。

このため、女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援に取り組みます。



## 第2章 各論

### 〈施策の体系〉

#### I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
  - (1) 家庭教育の充実
  - (2) 学校教育の充実
  - (3) 社会教育の充実と生涯学習の振興
  - (4) 地域において男女共同参画を推進する人材の養成
  - (5) 国際理解・国際協調の促進
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し
  - (1) 意識啓発と制度・慣行の見直し
  - (2) 男女共同参画に向けた気運の醸成
  - (3) 県民意識の調査
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

- 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための環境づくり
  - (1) 仕事と子育て・介護の両立を図る労働環境の整備
  - (2) 多様な子育て支援サービスの充実
- 2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備
  - (1) 雇用の場における均等な取扱の推進
  - (2) 快適な職場環境と労働条件の整備
  - (3) 働く女性の妊娠・出産に関する保護
  - (4) パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の整備
- 3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進
  - (1) 農山漁村における男女共同参画への意識改革の促進
  - (2) 農林漁業経営における女性の参画の促進
  - (3) 商工自営業におけるパートナーシップと労働条件の整備
- 4 女性の職業能力開発の促進
  - (1) 女性の職業能力開発の促進
  - (2) 女性の再就業への支援
  - (3) 女性の起業支援



- 5 家庭における男女共同参画の推進
  - (1) 家事・育児・介護への男性の参画の促進
  - (2) ひとり親家庭等への支援
  - (3) 高齢者の生活の確保と社会参加の推進
  - (4) 障がい者の社会参加の推進
- 6 地域における男女共同参画の推進

### Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり
  - (2) 女性に対する暴力への厳正な対処
  - (3) 被害女性に対する救済策の充実
- 2 メディアにおける人権の尊重
- 3 生涯にわたる女性の健康支援
  - (1) 性と生殖に関する健康と権利の推進
  - (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
  - (3) 生涯を通じた健康支援
  - (4) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

《各論記載例》

I 〇〇〇

1 △△△

施策の項目ごとに、平成 32 年度までに目指す姿を記載しています。

《目指す姿》

《現状・課題》

計画策定時点（H21・22）における現状・課題を記載しています。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

現状・課題を踏まえ目指す姿の実現に向けて、県が取り組む施策について記載しています。

男女共同参画の推進上特に重要なものとして目標値を定め、県として取り組むものを記載しています。

《主要指標》

指標名	単位	現状値（H21）	目標値（H27）
	%		
	%		

目標値は定めませんが、本県の男女共同参画の推進状況を表すものとして数値を把握していくものを記載しています。

《参考指標》

指標名	単位	現状値（H21）
	%	
	%	

県民の皆さんや企業、団体、市町村に期待することを記載しています。

《皆さんに期待すること》


# I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

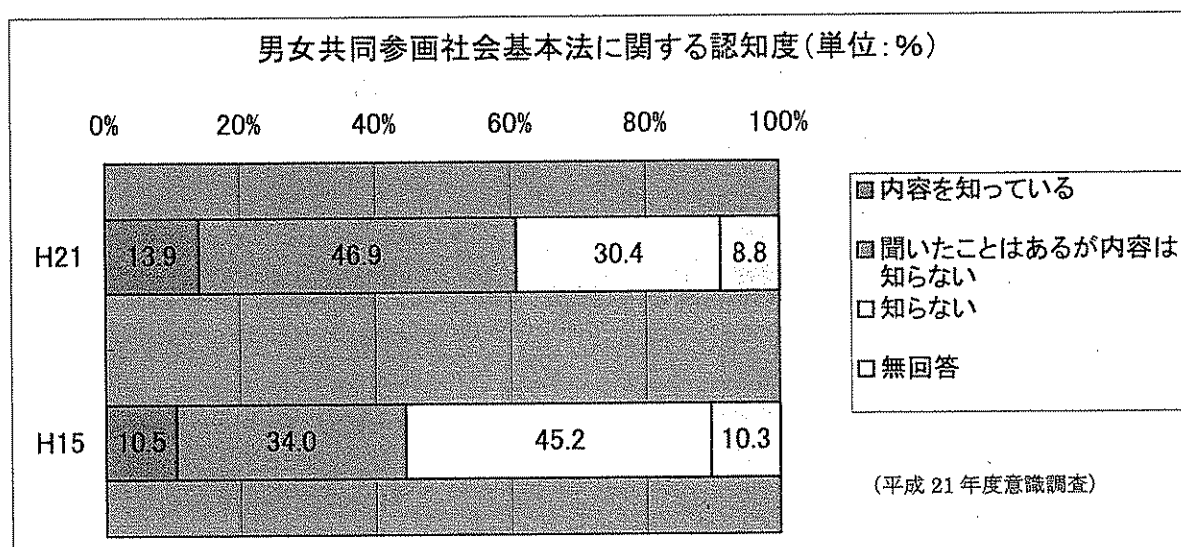
## 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 《目指す姿》

家庭、学校、社会において、すべての県民が男女平等や互いの性を理解し尊重するための教育・学習を受ける機会が充実しています。

### 《現状・課題》

- 男女共同参画社会基本法など、男女共同参画についての県民の認知度はまだ低い状況にあります。
- 男女共同参画を推進するためには、幼少時から家庭や学校において男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行うとともに、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が男性・女性双方にとって有意義であることについて意識啓発を図る必要があります。
- 我が国の男女共同参画が国際社会の取組と連動していることに鑑み、国際的な女性の人権に関する問題への理解を深める必要があります。



### 《目指す姿を実現するための施策の方向》

#### (1) 家庭教育の充実

- 男女共同参画推進月間を中心とした各種啓発事業や情報紙発行などにより、家庭における人権教育の大切さについて普及啓発を図ります。
- 家庭教育資料の作成・配布、子育てサポーター等の家庭教育に関する指導者の養成等により、子育てなどの家庭教育に関する主体的な学習を支援します。

- 父親の子育ての参画を進めるため、各市町村において学習機会の充実に努めるよう促します。

## (2) 学校教育の充実

- 授業、学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人間尊重の精神に立って男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育を推進します。
- 児童生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立できるための能力を育成します。
- 児童生徒が互いの性を尊重して、性についての正しい知識や認識を深め、責任ある行動がとれるよう、発達段階に応じた教育の充実に努めます。
- 男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、教員の研修体系に基づく研修等を充実します。
- 性に関する指導を進めるための学校体制のあり方や指導内容などについて研修を行います。

## (3) 社会教育の充実と生涯学習の振興

- すべての県民が男女共同参画に関する生涯学習の情報を得ることができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報の収集や提供を行います。
- 市町村に対し、男女共同参画に関する今日的課題についての講座を開設するなど、各種の学習機会の提供を促します。
- 社会教育に携わる職員の研修を充実し、資質の向上を図ります。
- 男女共同参画センターが実施するセミナーや出前講座等により、地域、企業等における男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

## (4) 地域において男女共同参画を推進する人材の養成

- 地域において男女共同参画を推進する人材（いわて男女共同参画サポーター等）の養成を行うとともに、その活動を支援します。特に、男性の人材養成を推進します。

## (5) 国際理解・国際協調の促進

- 「女子差別撤廃条約」(※1) や「北京宣言及び行動綱領」などの国際的規範や国際的動向について県民への周知を図るとともに、国際理解のための研修会やイベントの開催を支援します。
- 世界女性会議(※2) など国内外で開催される国際会議や、国際的な女性問題に関して、情報の収集や提供を行います。

※1 女子差別撤廃条約：「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略称。1979年12月の国際連合第34回総会で採択され、1981年に発効した。政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他あらゆる分野における男女平等を達成するため必要な措置を定めている。

※2 世界女性会議：国連婦人の年（1975年）以降、5～10年に1回開催されている女性に関する世界会議。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H27)
男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合	%	60.8	90.0
男性の男女共同参画サポーター認定者数 (累計)	人	H22 68	118
(男性のサポーターがいる市町村の割合)	(%)	(58.8)	(100)
子育てサポーター認定者数 (累計)	人	307	427

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
男女共同参画フェスティバルの参加者に占める男性の割合	%	H22 13.8
各大学開放講座参加者数 (累計)	人	15,928

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭における男女平等の推進</li> <li>・ 家庭や地域における教育の推進</li> </ul>
市町村に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女平等や人権尊重の視点に立った学校教育の推進</li> <li>・ 男女共同参画に関する生涯学習の推進</li> <li>・ 広報、普及啓発活動の推進</li> </ul>
学校の取組に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女平等や人権尊重に関する教育の推進</li> <li>・ 男女の性にとらわれない個性を尊重した進路指導</li> </ul>

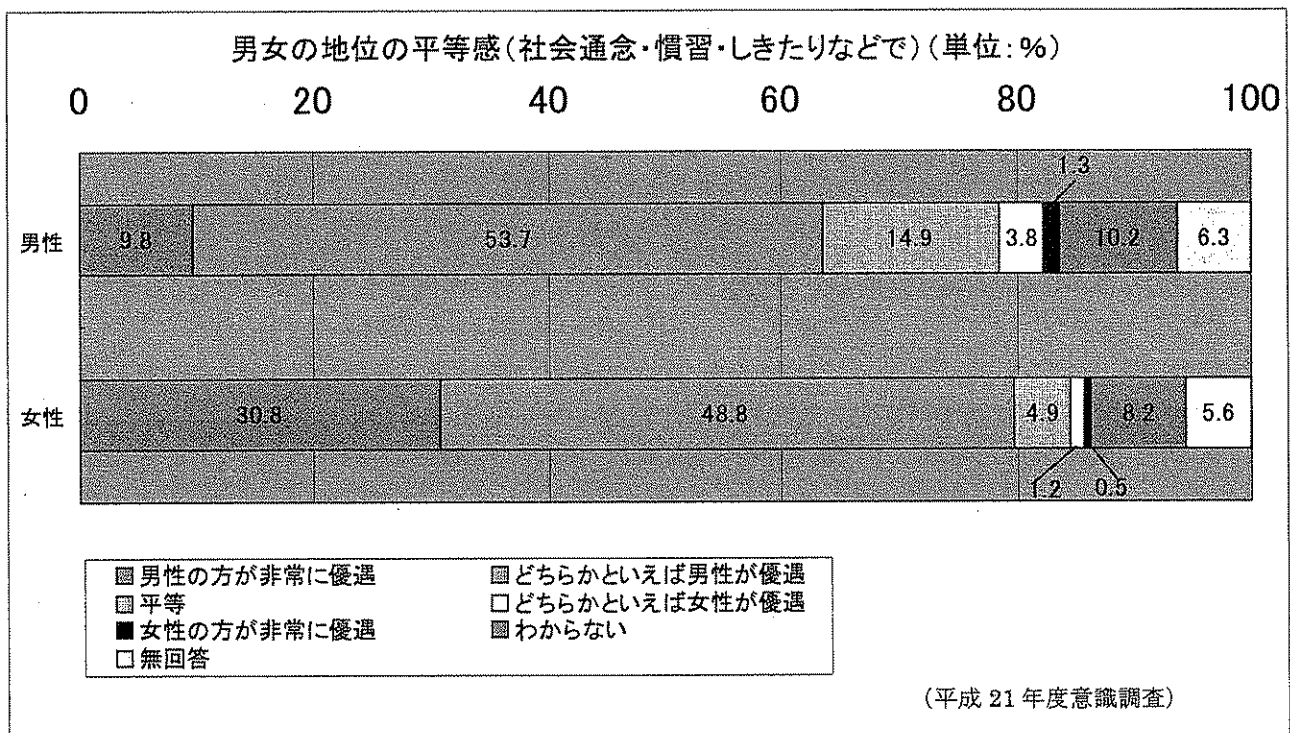
## 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

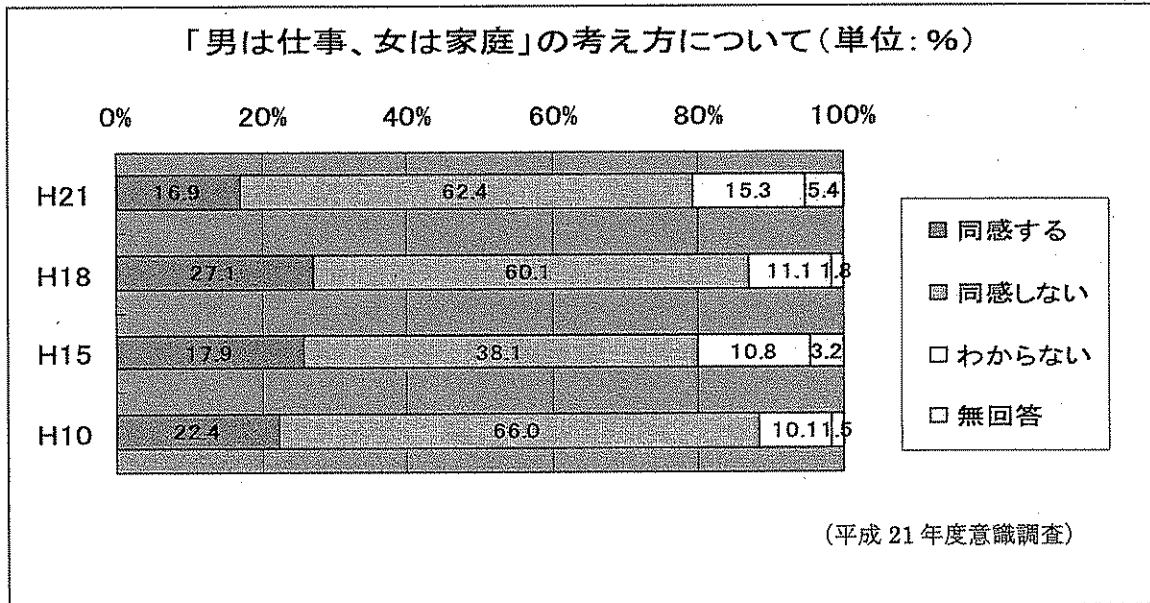
### 《目指す姿》

社会における制度や慣行が、男女共同参画の視点から必要な見直しが行われ、男女の双方にとって平等と感じられるものになっています。

### 《現状・課題》

- 平成 21 年度に実施した意識調査において男女の地位の平等感について聞いたところ、「社会通念・慣習・しきたり」において 72.8%が「男性の方が優遇されている」と回答しており、男女の不平等感は根強く残っています。また、「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思われることは何か」を聞いたところ、「女性をとりまく様々な偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」が 48.5%と最も高くなっています。
- 社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画するためには、幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。





《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 意識啓発と制度・慣行の見直し

- 国、市町村、県民、NPO等と連携・協働し、男女問わず幅広い年代に向けて、男女共同参画の必要性について広報・啓発活動を実施します。
- 男女共同参画センターの講座や情報紙等により、固定的性別役割分担意識の解消や、家庭・職場・地域における慣習・しきたりについて男女共同参画の視点で気づきや見直しを促すための意識啓発を行います。
- 女性が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、男女共同参画センター等において情報提供や、講座開催、相談事業を行います。
- 市町村等と連携して、地域における男女共同参画の推進状況を調査し、男女共同参画の視点での見直しが必要なものについてはそれを促します。
- 岩手県男女共同参画推進条例に基づく苦情・相談処理制度により、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の見直しや、男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害された事案の改善を図ります。

(2) 男女共同参画に向けた気運の醸成

- 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けて、市町村や県民、NPOなどと連携し、各界における取組が進むよう、気運の醸成を図ります。
- 男女共同参画の推進に貢献している個人又は団体を表彰することなどにより、男女共同参画に関する県民の関心を高め、気運の醸成を図ります。

(3) 県民意識の調査

- 男女の地位の平等感や男女共同参画に関する県民の意識について定期的にアンケート

ト調査を実施し、結果を分析して県民への周知と施策への反映を図ります。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H27)
社会慣習の中での不平等感の割合	%	72.8	60以下

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
社会慣習の中での不平等感の割合 (年代別)	%	20歳代：66.3
		30歳代：68.4
		40歳代：85.4
		50歳代：80.6
		60歳代：73.6
		70歳以上：58.4

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的役割分担意識の改革</li> <li>・ 地域における制度・慣行の見直し</li> </ul>
市町村に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への意識啓発、広報</li> </ul>



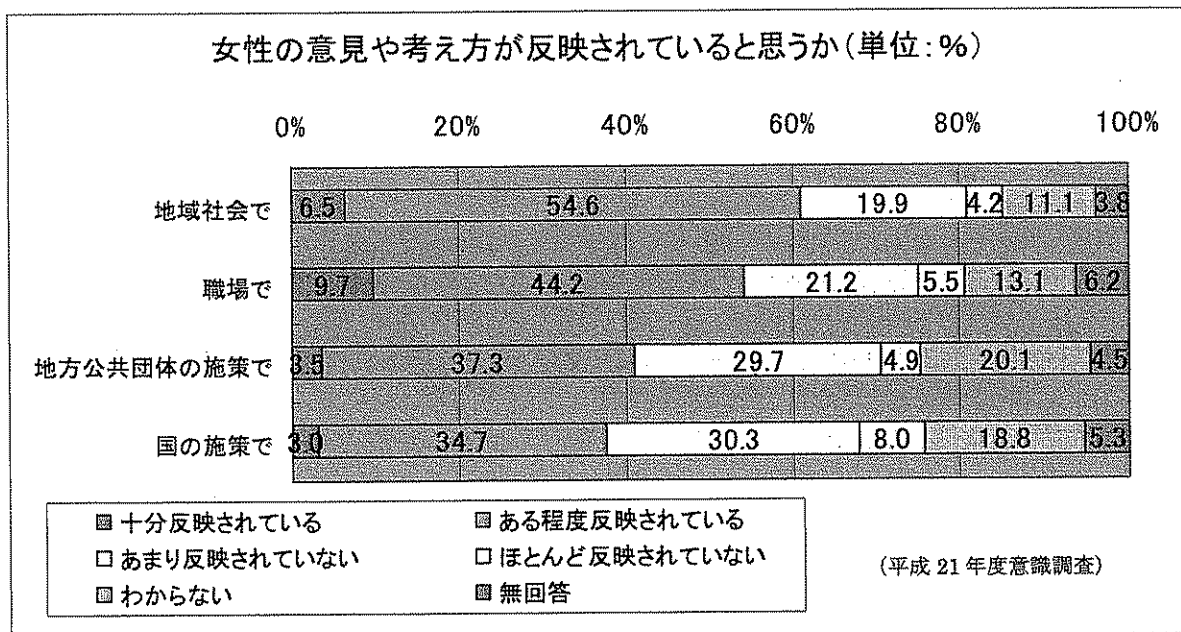
### 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 《目指す姿》

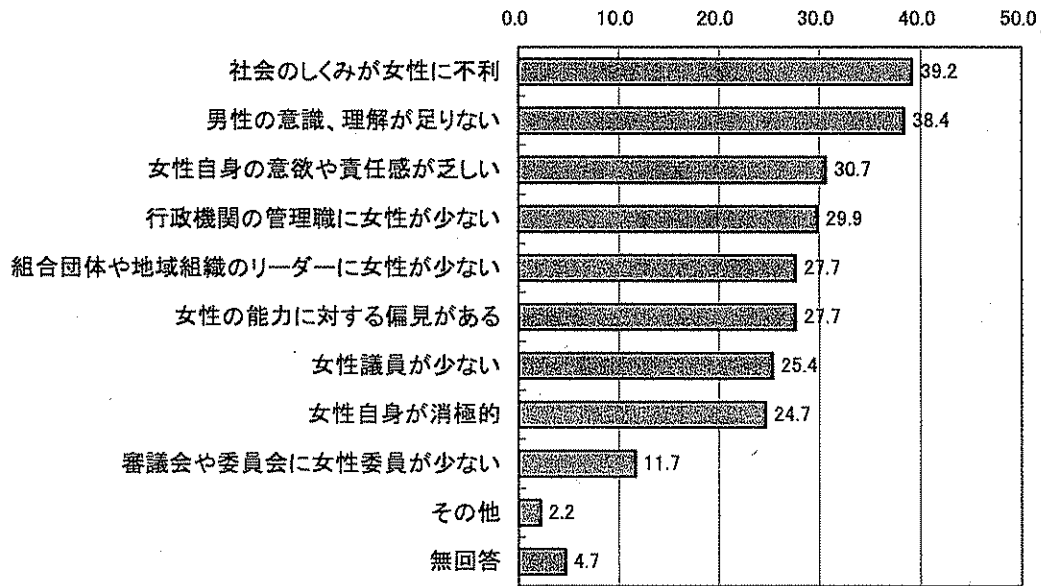
社会における様々な政策・方針決定過程において、男女が共に参画しています。

#### 《現状・課題》

- 県の審議会等における女性の割合はまだ低い分野がありますが、社会の様々な制度や仕組に男性・女性それぞれの意見を反映させるためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が参画することが必要です。
- 企業や教育・研究機関のほか、農協、漁協、商工会などの各種団体等においても、方針決定への女性の参画拡大や、採用・登用等における男女の機会均等の一層の推進、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等に取り組んでいくことが求められます。

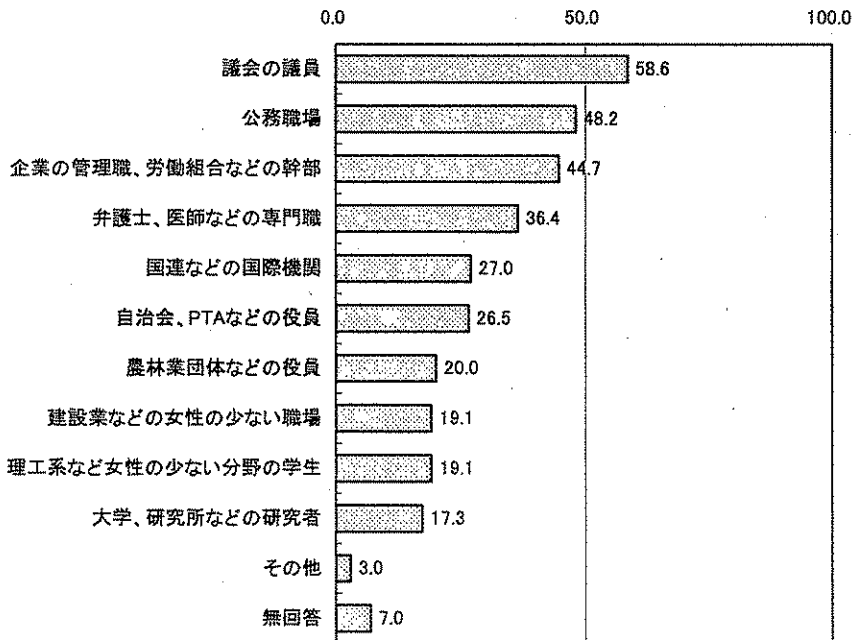


女性の意見や考え方が反映されていない理由(3者選択) (単位:%)



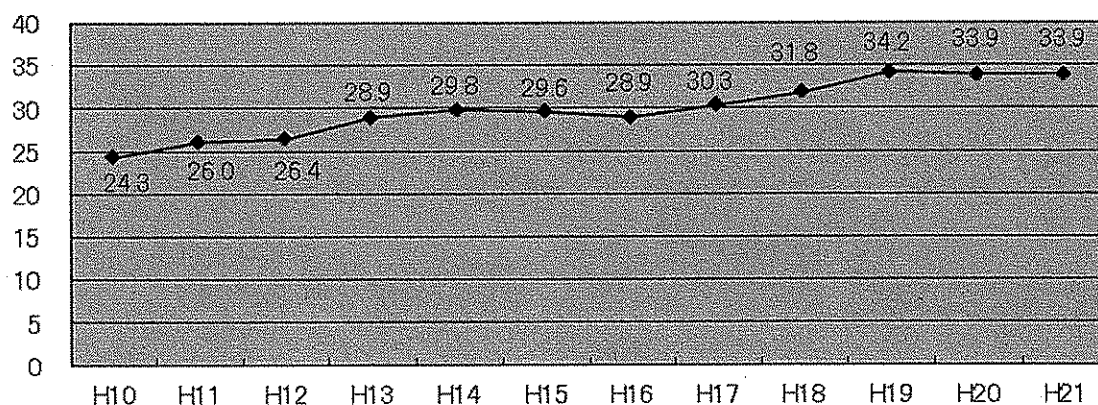
(平成21年度意識調査)

今後女性の参画が進むべき分野 (複数回答) (単位:%)



(平成21年度意識調査)

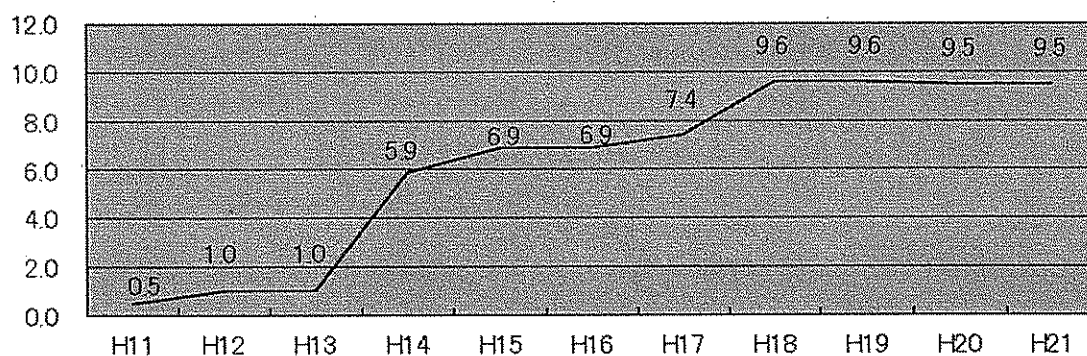
県の審議会等における女性委員の割合(単位:%)



※平成21年度実績:33.9%

平成22年度目標:50%

農業委員会における女性委員の割合(岩手県)(単位:%)



《目指す姿を実現するための施策の方向》

- 県の審議会等における女性委員の割合の向上と女性委員が就任していない審議会の解消に努めるとともに、市町村に対しても審議会等への女性委員登用の促進を働きかけます。
- 地域社会や企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等に対しても、政策・方針決定過程への女性の登用について働きかけます。
- 県や市町村、企業等の管理職等への女性の登用状況を定期的に調査し、公表します。
- 身近な目標となる人材の情報を収集し県民へ紹介することにより、女性の政策・方針決定過程への参画意欲の向上を図ります。
- 女性が様々な分野で意欲や能力に応じて活動できるよう、必要な情報提供やネットワーク形成に係る支援を行います。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H27)
男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合  ※防災会議、石油コンビナート等防災本部、国民保護協議会及び交通安全対策会議の4審議会等については法令により職が指定されている委員が多数を占めること、選挙管理委員会及び海区漁業調整委員会の2審議会等については法令により選挙で選出される委員が全部又は多数を占めること、委員定数が3名の審議会等（人事委員会、公安委員会及び公務災害補償等審査会）については男女いずれかが 40%未満となることから、これら9審議会等は対象外とする。	%	53.0	80.0
県職員管理監督者に占める女性の割合	%	10.5	17.0
教職員の管理職に占める女性の割合	%	H22 21.5	22.5

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合  ※主要指標で対象外とした9審議会等を含む。	%	46.7
体育指導委員女性比率	%	28.2
スポーツ・リーダーバンク女性比率	%	20.6
農協女性理事の登用	人	9
女性農業委員の登用状況	%	9.2

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会委員への応募など政策・方針決定過程への積極的な参画</li> <li>・ 女性に対する偏見の解消など意識改革</li> </ul>
企業・団体の取組に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業・団体における女性職員の人材育成と幹部職員への積極的な登用</li> </ul>
市町村に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の審議会等委員への積極的な女性登用</li> <li>・ 市町村の女性職員の人材育成</li> </ul>

## II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

### 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための環境づくり

#### ◀目指す姿▶

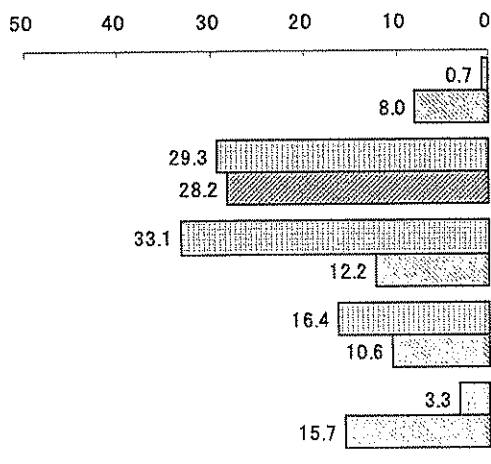
県民が仕事、家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで参画しています。

#### ◀現状・課題▶

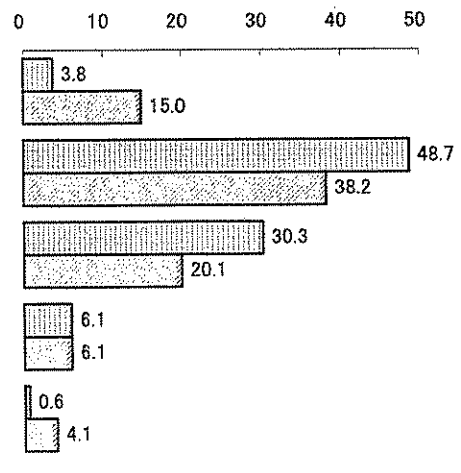
- 平成 21 年度に実施した意識調査において「仕事と家庭・社会活動の両立についての理想と現実」について聞いたところ、男女とも 3 割程度が「両立させる」を理想としているのに対し、現実に「両立している」のは男性が 2 割、女性が 1 割となっており、両立に関する理想と現実に差がある状況です。
- 「両立を可能とするために必要なこと」について女性についてと男性について聞いたところ、女性については「育児休暇・介護休暇制度を利用しやすい職場環境整備」、「育児や介護のために退職した職員の復職、再雇用の制度」、「保育・介護サービスの向上」が高く、男性については「育児休暇・介護休暇制度を利用しやすい職場環境整備」、「労働時間の短縮および休暇制度の充実普及」が高くなっており、両立支援のためのサービス体制と労働環境の整備が必要とされています。
- 女性が過重な家事負担を負うことなく仕事と家庭の両立が可能になるよう、固定的な役割分担意識の見直しを促進し男性の主体的な家庭生活への参画を進めるとともに、男女双方にとって仕事と生活の調和を進めていくことが必要です。

仕事と家庭、社会活動の両立について（理想と現実）（単位：％）

【女性について（女性自身の回答）】



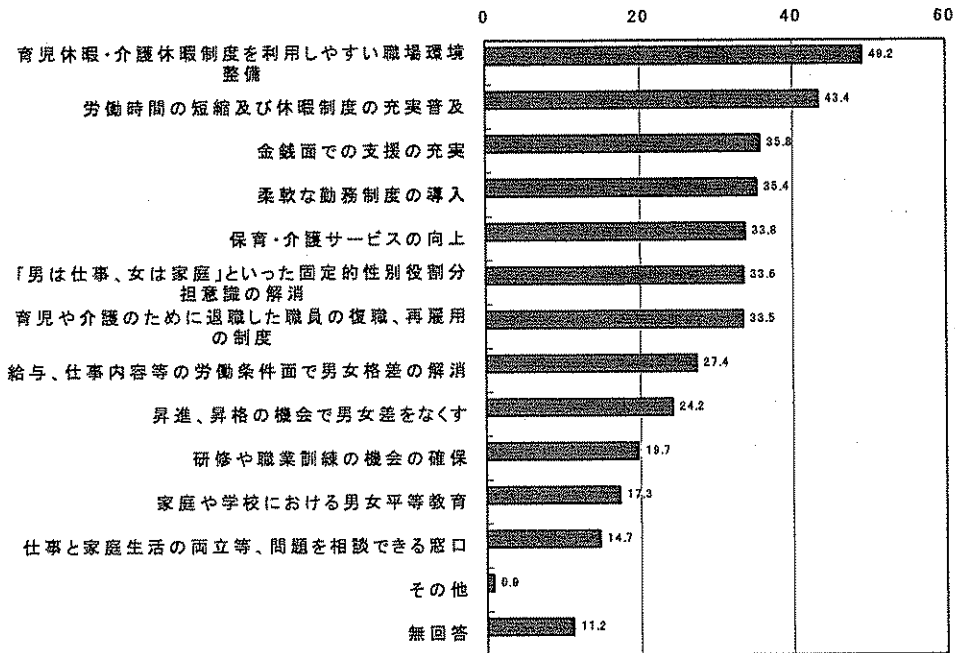
【男性について（男性自身の回答）】



□ : 理想      ▨ : 現実

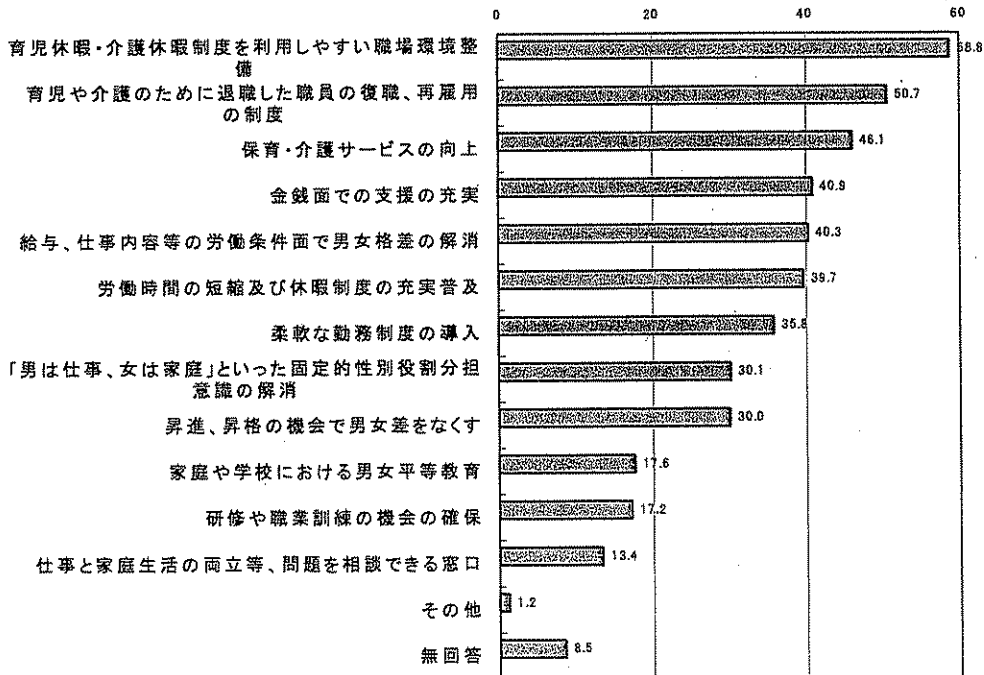
（平成 21 年度意識調査）

両立のために必要なこと(男性について 複数回答) (単位:%)



(平成21年度意識調査)

両立のために必要なこと(女性について 複数回答) (単位:%)



(平成21年度意識調査)

## 《目指す姿を実現するための施策の方向》

### (1) 仕事と子育て・介護の両立を図る労働環境の整備

- 仕事と家庭の両立が可能となるよう、多様な働き方や男性を含めた働き方の見直しについて、各種啓発活動を通じて理解を促します。
- 育児・介護休業制度の趣旨、内容の周知を図るとともに、企業に対して、労働者が制度を活用しやすいように、就業規則等への制度化や労働環境の整備を働きかけます。
- 育児・介護休業取得者の生活の安定を図るため、休業期間中の生活資金を融資する育児・介護休業者生活資金貸付制度の周知を図ります。
- 育児・介護休業の取得や休業後の原職等への復帰を促すため、事業主等に対して国の助成・給付制度について周知します。
- 職場、家庭、地域社会でのバランスのとれた生活を実現するため、リフレッシュ休暇制度の普及促進を図ります。
- 仕事と家庭生活の両立ができるよう、有給休暇の取得の促進、所定外労働時間の削減など、労働時間の短縮を事業主に積極的に働きかけるとともに、関係機関と連携しながら、労働時間短縮に向けた社会的気運の醸成を図ります。
- 自由勤務時間（フレックスタイム）制度、時差出勤制度、在宅勤務制度など、仕事と家庭生活を両立するための各種制度の導入を働きかけます。
- 仕事と子育ての両立支援など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業などを認証するとともに、顕著な功績があった企業を表彰します。

### (2) 多様な子育て支援サービスの充実

- 働く形態の多様化などに対応した乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育等を行う保育所について、地域の需要に応じて拡充を図るとともに、希望しても保育所に入所できない児童を解消するため、定員の見直し、施設整備、分園設置等を促進します。
- 幼稚園が地域の実態や保護者の要請に応じて実施する「子育て支援活動」及び「預かり保育」を促進します。
- 就労等により日中保護者が不在となる児童の健全な育成を図るため、学校の余裕教室や児童館を活用し、放課後子ども教室や放課後児童クラブ設置を促進するとともに、その運営の充実を図ります。
- 民生児童委員・主任児童委員活動の充実、子育て支援コーディネーターの養成などにより、地域ぐるみでの子育て支援体制の整備を図ります。

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
年間総労働時間数	時間	1,802
一時・特定保育実施保育所数	カ所	174
放課後児童クラブ設置数	カ所	254

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	・ 働き方の見直しに関する意識改革
企業の取組に期待すること	・ 仕事と生活の調和を図るための就労環境整備
市町村に期待すること	・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブの運営の充実



## 2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

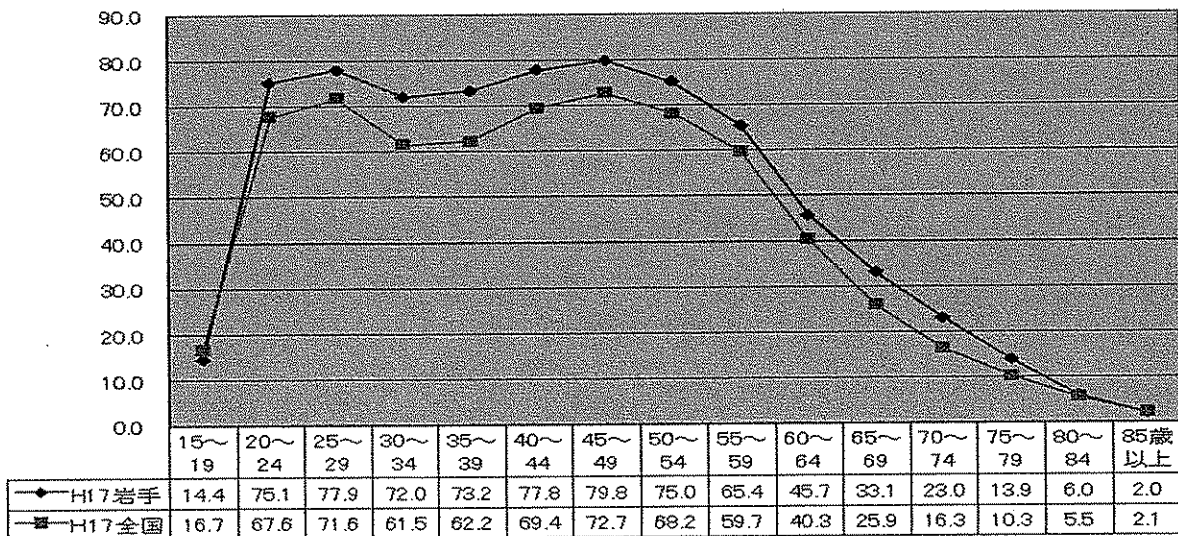
### 《目指す姿》

雇用の場において、男女均等な機会・待遇が確保されるなど雇用環境が整備され、男女が対等なパートナーシップを発揮しいきいきと働いています。

### 《現状・課題》

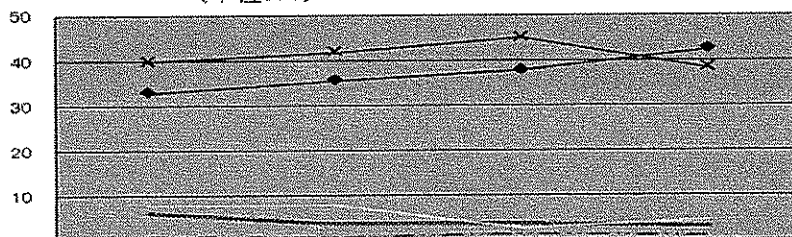
- 本県の雇用者数を男女別にみると、平成 19 年は男性が 31 万 9,500 人（男性有業者全体の 81.7%）、女性が 25 万 3,900 人（女性有業者全体の 81.5%）で、平成 14 年と比べ男性は 5,900 人減少（男性有業者に占める割合は 1.4 ポイント低下）、女性は 1 万 6,400 人増加（女性有業者全体に占める割合は 4.9 ポイント上昇）しています。
- 本県の労働者の賃金の実態を男女別にみると、平成 21 年の所定内給与額は、男性が 268,700 円、女性が 185,700 円で、男性を 100 とした場合女性は 69.1（平成 13 年は 67.1）となっており、男女間で格差があります。女性が上位の職に登用されていないことも要因の一つです。
- 女性が働くことについての県民の意識は、「一生働き続けるのがよい」と考える割合が高くなっていますが、一方で現在の社会は女性が働きにくいと考えている県民の割合は高くなっています。
- パートタイム労働や派遣労働が年々増加するとともに、その就業分野も広がりを見せており、本県の女性パートタイム労働者は平成 19 年には 79,200 人と全労働者の 32.0% を占め、また派遣労働者も年々増加しています。しかしながら、パートタイム労働者や派遣労働者は、賃金などの労働条件等の整備や社会保険への加入が遅れているとともに、その置かれている身分は不安定な状況にあります。パートタイム労働者や派遣労働者にとって適正な労働条件等を確保していくことが必要です。
- 妊娠・出産後も働き続ける女性労働者が増加している中で、母性を保護し、女性が働き続けながら安心して出産・育児ができるような労働条件を整備することが求められています。

年齢階級別労働力率(女性)(単位:%)



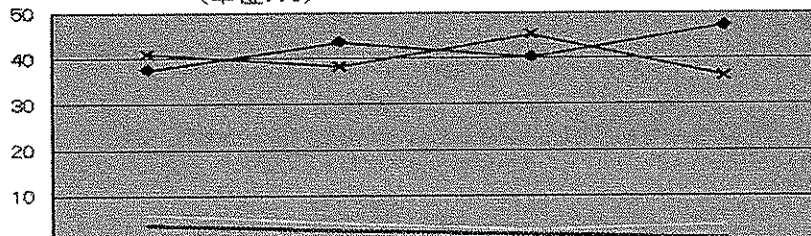
(総務省「国勢調査」)

一般的に女性が職業をもつことについてどう思うか(男性の回答)  
(単位:%)



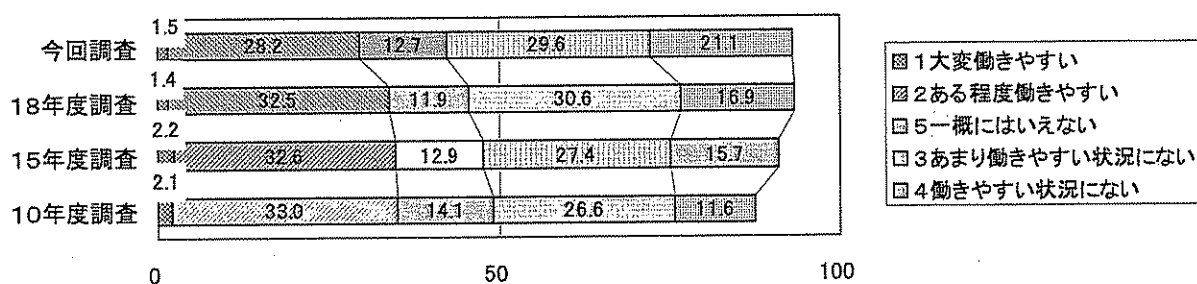
(平成21年度意識調査)

一般的に女性が職業をもつことについてどう思うか(女性の回答)  
(単位:%)



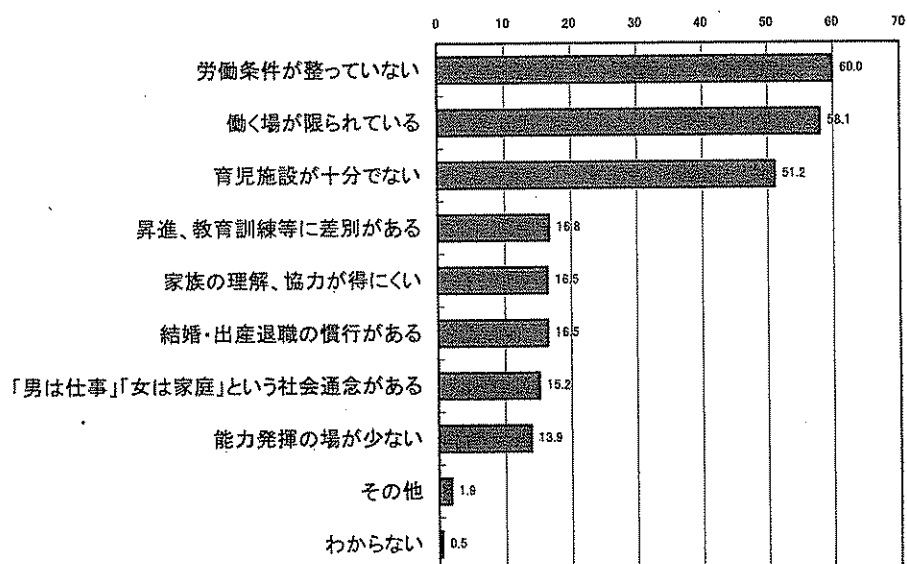
(平成21年度意識調査)

現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思うか（単位：％）



（平成21年度意識調査）

女性が働きにくい理由（3者選択）（単位：％）



（平成21年度意識調査）

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 雇用の場における均等な取扱いの推進

- 男女雇用機会均等法の趣旨について、国と連携してセミナーを開催するなど周知、啓発を図ります。
- 男女同一労働同一賃金の徹底が図られるよう、企業に対して働きかけます。
- 雇用の場における差別の解消や労働条件の整備に向けて、随時、労働相談を実施します。
- 若年者を対象とした就職支援体制を整備するとともに、女性の就職を支援します。
- 企業における女性の登用を促進するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

ン) の具体例を紹介し、事業主に対して導入を働きかけます。

(2) 快適な職場環境と労働条件の整備

- 事業主等を対象とした人事・労務管理のためのセミナーを開催し、職場における男女の対等なパートナーシップに向けた意識啓発を図ります。

(3) 働く女性の妊娠・出産に関する保護

- 国と連携して、随時、労働基準法の母性保護規定等の周知を図ります。

(4) パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の整備

- パートタイム労働等の多様な形態で働く女性の雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため、パートタイム労働法及び労働者派遣事業法等の周知を図ります。
- 広域振興局等において、就業支援員が情報提供や職業相談を行い、パートタイム労働者の就業を支援します。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H27)
職場において男女が平等と感じている人の割合	%	20.5	30.0

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	・ 職場における意識改革
企業の取組に期待すること	・ 労働関係法令の遵守 ・ 職場における意識啓発や慣行の見直し ・ 女性の採用・登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ・ 企業における男女共同参画に関する教育の推進

### 3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

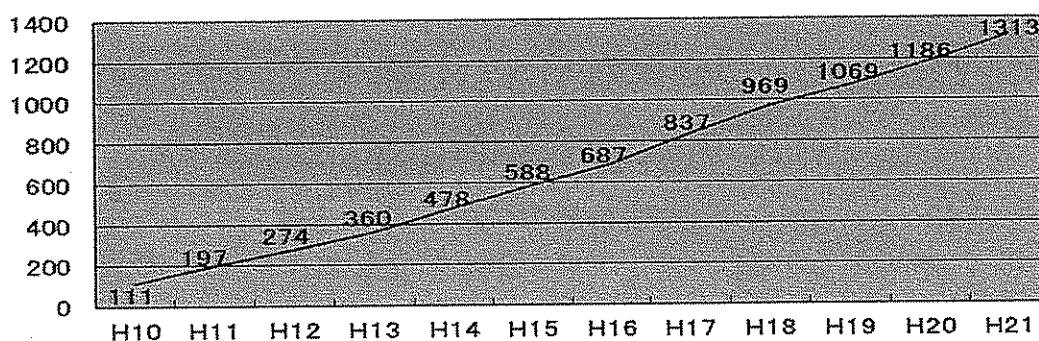
#### 《目指す姿》

農林水産業や商工自営業において、男女が対等なパートナーシップを発揮しいきいきと働いています。

#### 《現状・課題》

- 本県女性の就業者のうち、第一次産業就業者の割合は全国で上位（平成17年：農業4位、漁業6位）となっており、特に農業分野では全農業従事者の約5割を女性が占め、漁業は約2割を女性が占めています（林業は約1割）。しかしながら、農林漁業は家族経営が多数を占めることから、生産や経営と生活が密接であり、労働時間や休日等が不明確であるとともに、女性は共同経営者でありながら経営の決定権を持たない状況が見受けられます。
- 農山漁村における男女共同参画を進めるためには、家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進めるとともに、女性の農林漁業技術や経営能力を高めるなどの資質の向上を図りながら、生産組織や組合、地域の様々な方針決定の場に、女性が男性と対等なパートナーとして参画していくことが必要です。個々の経営においては、家庭内の役割分担や労働時間、報酬などの就業条件を明確にし、女性が意欲を持って経営に取り組めるよう支援していく必要があります。
- また、商工自営業に従事する女性は、経営と生活の境界線が不明確なことから、仕事と家事の区別がしにくく、就業形態が不規則で長時間労働になりやすい状況にあります。
- 商工自営業に従事する女性への母性保護や健康管理に配慮しながら、安全で快適な労働環境の整備を進める必要があります。

家族経営協定締結農家数(単位:戸)



平成22年度目標:1000戸

#### 家族経営協定における女性の位置づけ(東北)

経営主:11.1%、経営主の配偶者:77.2%、後継者:3.3%、後継者の配偶者:10.7%

(農林水産省調べ H20.3.31現在)

平均週間就業時間（女性）

	全産業	卸売・小売業	飲食店・宿泊業
自営業主の場合	32.1 時間	39.3 時間	41.8 時間
家族従業者の場合	34.4 時間	38.8 時間	45.4 時間
雇用者の場合	34.5 時間	32.8 時間	29.2 時間

（総務省「平成 20 年労働力調査年報」）

## 《目指す姿を実現するための施策の方向》

### (1) 農山漁村における男女共同参画への意識改革の促進

- 農山漁村女性の交流や情報交換などを行うフォーラムの開催等を通じて、方針決定の場への女性の参画に関する女性自身の意識を高めるとともに、家庭や地域の意識改革を促進します。

### (2) 農林漁業経営における女性の参画の促進

- 女性農業者が主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、経営計画や就業条件等を家族間で共有する「家族経営協定」の締結を促進します。
- 経営管理能力・技術力の向上や、加工等の農山漁村ビジネスへの取組を促進するため、相談活動や研修会等を実施するとともに、女性の自主的な交流活動等を支援します。特に、今後の農山漁村を担う若い世代の女性後継者等の自主的な交流活動等を支援します。
- 地域の農林漁業、農山漁村の振興の中核となって意欲的に取り組んでいる女性を「農業農村指導士」、「指導林家」、「漁業士」として認定するとともに、その活動を支援します。

### (3) 商工自営業におけるパートナーシップと労働条件の整備

- 商工団体等の方針決定の場への女性の参画促進について、普及・啓発を行います。
- 商工会等に設置されている女性部、青年部の組織の育成と活動を促進します。
- 女性が安全で快適に就業できるようにするため、労働時間の適正化、休日の取得など、労働条件の整備について啓発と指導を行います。
- 家内労働手帳の普及、最低工賃の周知、家内労働者の労災保険特別加入促進など、家内労働者の労働条件の改善のための普及啓発を図ります。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H27)
家族経営協定締結農家数 (累計)	戸	1,313	毎年度 100戸新規締結
農業農村指導士に占める女性の割合	%	13.3	毎年度の認定者に 占める女性割合 30.0
女性の漁業士数 (累計)	人	13	16

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
農村女性の起業者数 (個人及びグループへの参画) (累計)	経営体	411
女性の指導林家数	人	3

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女の対等なパートナーシップに向けた意識改革</li> <li>・ 起業活動者のネットワーク形成等による取組の波及</li> </ul>
関係団体の取組に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員への意識啓発</li> <li>・ 団体への加入促進</li> <li>・ 女性の積極的登用</li> </ul>

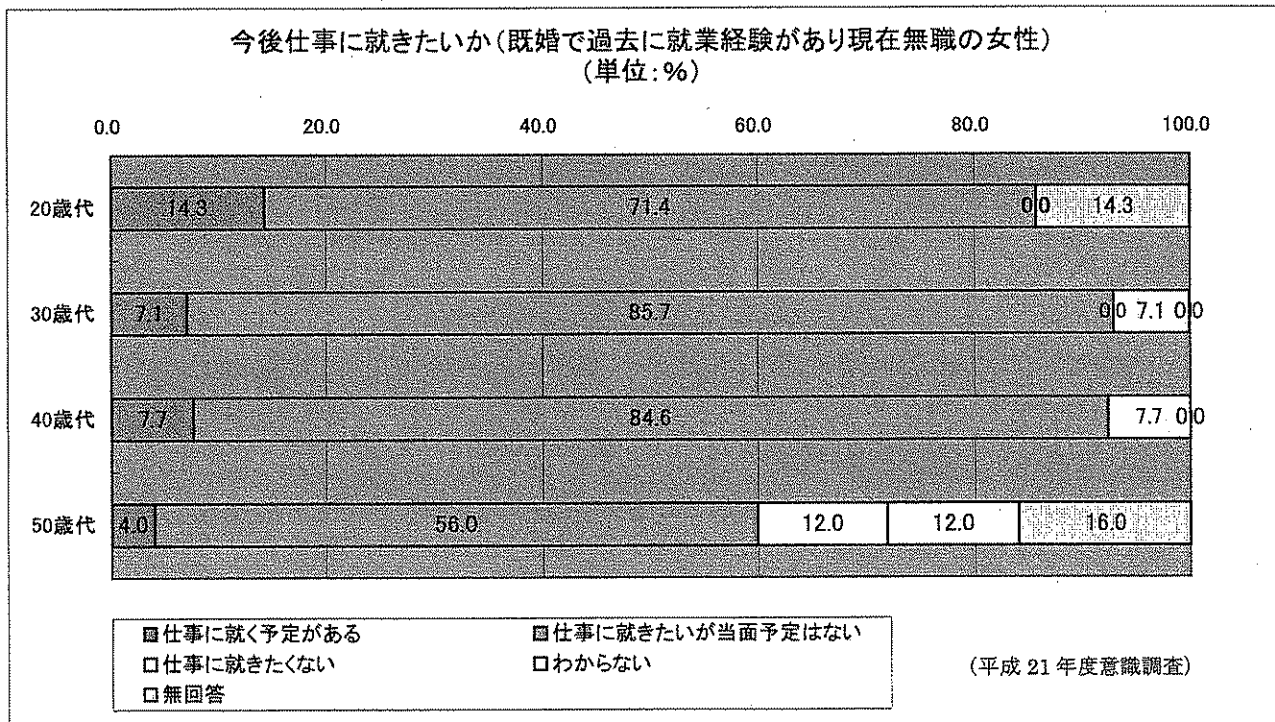
#### 4 女性の職業能力開発の促進

##### 《目指す姿》

女性が就業や起業に必要な知識・技能を修得する機会を活用し、能力を発揮していきいきと働いています。

##### 《現状・課題》

- 少子高齢化に伴う労働力減少への対応として女性の労働力が大いに期待されていること、子育てを終え再就職を希望する女性が就職に必要な技術・技能を有していないことが多いこと、産業構造の変化や技術革新、高度情報化の進展に伴い、就業に必要な知識、OA技術の習得などの能力開発が求められています。
- 自らの意思により働き続けるという女性の自己実現に向けた職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない能力開発や適性に応じた平等な教育訓練機会を確保していくことが必要です。
- 近年起業についての社会的関心が高まっていますが、女性はノウハウの習得や資金確保などの面で多くの場合不利な状況におかれており、女性の起業に向けた支援を行う必要があります。





《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 女性の職業能力開発の促進

- 学校教育の中で、職業に就くことの意義についての認識を育てるとともに、性別にとらわれない多様な職業について情報を提供します。
- 企業における有給教育訓練休暇制度等の導入を積極的に働きかけます。
- 広域振興局等に就業支援員を配置し、就業のための相談や情報提供を行うほか、就業にかかる技術講習を実施するなど、女性の就業を総合的に支援します。
- 女性の再就職を支援するための技術講習や、託児サービスを付加した離職者向けの職業訓練を推進します。

(2) 女性の再就業への支援

- 育児や介護のために仕事を中断した女性に対して、能力開発や職業相談、情報提供などを行い、女性の再就業を支援します。
- 就業を中断した女性労働者の職業経験や実績を活用するよう、関係機関と連携して事業主に対して休業制度の利用促進や再雇用制度の導入を働きかけます。

(3) 女性の起業支援

- 新たな起業分野を調査研究し紹介するとともに、起業相談や起業のための講習会を開催するほか、優秀な起業プランについてはその実現を支援します。
- 県内で新たに事業を始めようとする場合の資金調達のための融資制度や助成事業について、情報提供、利用促進を行います。

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
女性の再就職率	%	32.7

《皆さんに期待すること》

企業の取組に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育訓練の積極的な実施</li> <li>・ 休業中の従業員に対する職場復帰に向けた支援</li> <li>・ 休業制度の利用促進</li> <li>・ 再雇用制度導入の検討</li> </ul>
--------------	---

## 5 家庭における男女共同参画の推進

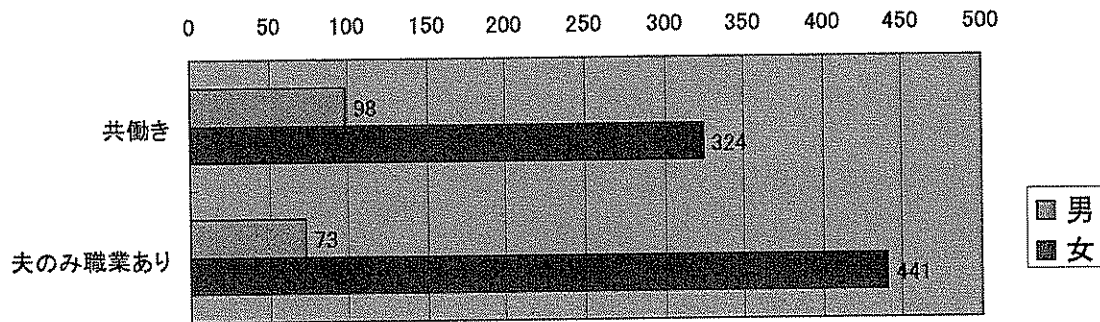
### 《目指す姿》

家庭において、男女が家事・育児・介護などに平等に参画し、パートナーシップを発揮しています。また、生活上困難な状況におかれているひとり親家庭、高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境が整っています。

### 《現状・課題》

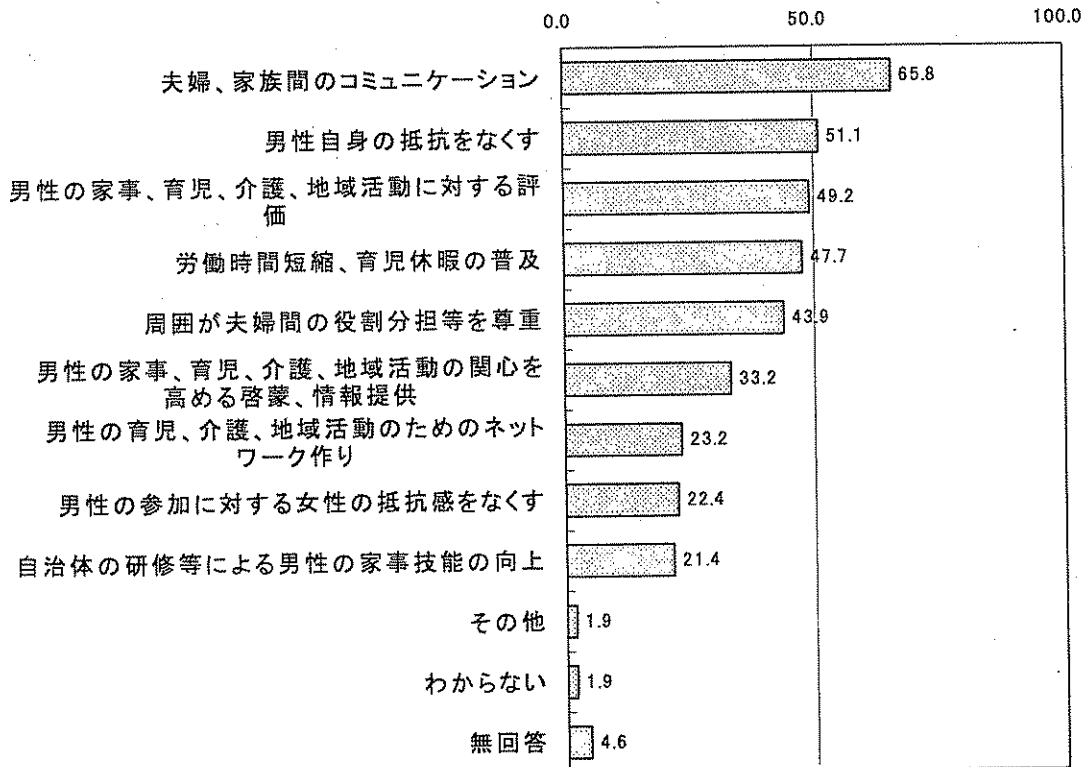
- 日常生活における心の豊かさ、仕事と家庭生活の両立、子どもへの影響、退職後の生活のあり方等を考慮すると、世代を問わず、家庭生活における家事、育児、介護などを男女が協力して担う必要があります。
- 平成21年度意識調査において「男性がもっと家庭生活や地域社会の活動への参画をすすめるために必要なこと」について聞いたところ、「夫婦・家族間のコミュニケーション」(65.8%)、「男性自身の抵抗をなくす」(51.1%)、「男性の家事、育児、介護、地域活動に対する評価」(49.2%)「労働時間短縮、育児休暇の普及」(47.7%)が高くなっています。
- 社会情勢の変化や価値観の多様化などに伴って、家族のあり方も変化してきており、近年離婚の増加等によるひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭にあつては、経済的にも子どもの養育などにおいても不安定な立場におかれがちであることから、ひとり親家庭の母子や父子が安心して暮らすことができるよう、相談機能や就労支援の充実などの支援が必要です。
- 高齢者が能力と創造性を発揮し、健康で安心して心豊かに暮らし、いきいきと社会参加できるためにも、男女共同参画が求められています。
- 高齢化とともに核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症などの介護を要する高齢者が増加するなど、高齢者が地域で安心して生活できる環境の構築を男女双方の視点で進めることが求められています。
- 障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら住民相互の支えあいなどにより、安心して生活できる社会の実現を目指し、男女共同参画の趣旨に沿って各種施策を総合的に推進していく必要があります。

### 夫婦の家事時間(H21)(単位:分)



※家事時間には、育児、介護・看護の時間も含む。(平成21年度県民生活基本調査)

### 男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なこと (複数回答) (単位:%)



(平成21年度意識調査)

### 在宅の高齢者の今後の生活の場の希望

介護施設等で暮らしたい：7.2%

今の住まいで暮らしたい：78.5%

今の住まいを改修して暮らしたい：6.8%

(平成20年度岩手県介護保険運営状況調査(介護サービスに対する意向等を把握するため、被保険者1,010人を対象に実施したアンケート調査))

## 《目指す姿を実現するための施策の方向》

### (1) 家事・育児・介護への男性の参画の促進

- 男性が家事・育児・介護などに参画することの意義・必要性について意識啓発を図るとともに、男性を対象とした講習会等の開催により、知識・技術の習得を支援します。
- 家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さについて、意識啓発を図ります。
- 民生児童委員・主任児童委員活動の充実、子育て支援コーディネーターの養成などにより、地域ぐるみでの子育て支援体制の整備を図ります。

### (2) ひとり親家庭等への支援

- 広域振興局等に母子自立支援員を配置してひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や相談・助言を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの運営、公共職業安定所、商工関係団体等との連携などにより、就業相談や就業に必要な知識・技術習得のための支援を行います。
- ひとり親家庭等が子育てと就業あるいは就業のための訓練を両立できるよう、保育所への優先入所、保育サービスの利用及び住居の確保への配慮に努めるとともに、家庭生活支援員の派遣など、子育てや生活面に対する支援の充実を図ります。
- 母子福祉団体等と連携し、養育費に関する情報提供や弁護士による法律相談を受けられる体制を維持するとともに、養育費相談や法律相談に関する普及啓発を図ります。
- 母子寡婦福祉資金や児童扶養手当制度等に関する情報提供や相談体制を充実するとともに、適正な貸付・支給事務を推進し、経済的な支援の充実を図ります。

### (3) 高齢者の生活の確保と社会参加の推進

- 中高年齢者の就業に向け広域振興局等に就業支援員を配置して就業のための各種相談や情報提供を行うとともに、定年退職後等における再就職等の機会を提供するため、岩手県シルバー人材センター連合会と連携し、支援体制の整備に努めます。
- 高齢者の文化・スポーツ活動など生きがいづくりや健康づくりに加え、ボランティア活動・地域活動などの社会参加のための施策を推進します。
- 高齢者がたとえ介護を要する状態となっても介護サービスを利用しながら、自宅や地域で安心して生活できるよう、居宅介護や地域密着型サービスの充実を図ります。
- 地域で孤立しがちな、一人暮らしの高齢者等が抱える生活課題の早期発見や解決に向けた見守りや声かけ、住民参加による生活支援などの支えあいの取組の充実を図ります。

### (4) 障がい者の社会参加の推進

- 「岩手県障がい者プラン」に基づき、障がい者相談・生活支援、施設の地域生活支援機能の強化、IT活用によるコミュニケーション支援、障がい者の就労支援など、障がい者への支援を総合的に推進します。
- 入所施設や精神科病院から地域生活に移行を希望する障がい者が、希望する地域で

安全・安心に暮らすことができるよう、地域自立支援協議会を通じた相談支援の充実やグループホーム、ケアホーム等の住まいの場の計画的な整備について、市町村や事業者と連携しながら進めます。

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
居宅介護・地域密着型サービス利用割合	%	54.3
障がい者グループホーム等利用者数	人	1,308
共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合	%	30.2

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭における家事・育児・介護に関する男女の協力</li> </ul>
市町村に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援サービスの整備</li> <li>・ 居宅介護サービスの整備</li> <li>・ 福祉サービス基盤の計画的な整備</li> </ul>

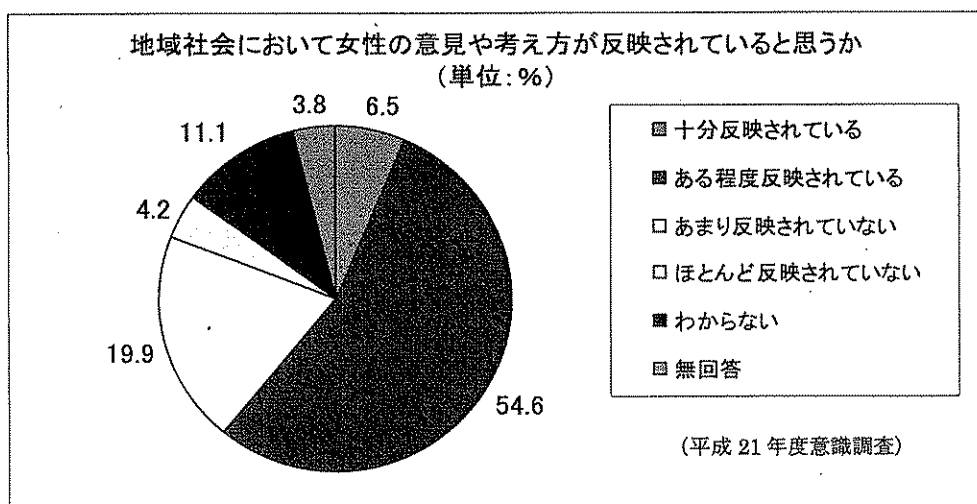
## 6 地域における男女共同参画の推進

### 《目指す姿》

地域の様々な活動が男女共同参画の視点に立って行われ、男女が対等な立場で参画しています。

### 《現状・課題》

- すべての人々にとって住みよいまちづくりのためには、地域コミュニティの強化、防災など、さまざまな地域課題の解決に向けた活動において、男女が共に対等な立場で参画し、男女双方の視点から企画・立案・実践していく必要があります。



自治会長に占める女性の割合 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

	自治会長数	うち女性	女性比率
岩手県	3,118 人	101 人	3.2%
全国	235,309 人	8,935 人	3.8%

(内閣府資料により作成)

### 《目指す姿を実現するための施策の方向》

- 地域コミュニティの強化、防災、環境保全、子育て支援など、地域の課題解決に向けた様々な活動が男女共同参画の視点で行われるよう、NPO、企業、大学その他多様な団体に対し、男女共同参画の意義について普及啓発を図ります。
- 県の施策全般に男女共同参画の視点を取り込むとともに、部局横断的で多様な民間団体や県民との協働による施策・事業の企画実施を行います。
- 男女共同参画センターにおいて、地域課題の把握と的確な情報提供を行うとともに、

課題解決型で実践活動につながる学習機会の提供を行います。

- 男女共同参画センターにおいて、地域の多様な団体等と連携・協働で事業を実施することにより、実践的活動のためのネットワークを構築するとともに、必要に応じて具体的活動におけるコーディネートを行うなどの支援を行います。
- 他都道府県の男女共同参画センター等との情報交換などにより、男女共同参画の視点による地域活動に関する県内外の優良事例を収集し、県民への情報提供を行います。
- 市町村に対し、自治会活動等における男女共同参画の推進について働きかけます。
- 市町村に対し、いわて男女共同参画サポーター認定者との協働したまちづくり事業の実施について働きかけます。

### 《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H27)
男性の男女共同参画サポーター認定者数 (累計)	人	H22 68	118
(男性のサポーターがいる市町村の割合) (再掲)	(%)	(58.8)	(100)
社会慣習の中での不平等感の割合 (再掲)	%	72.8	60以下

### 《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
自治会長に占める女性の割合	%	3.2
P T A会長に占める女性の割合	%	H22 国公立 小中学校 5.1

### 《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の各種活動における意識改革</li> <li>・ 地域活動への積極的な参画</li> </ul>
市町村に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種まちづくり事業における男女共同参画の視点に立った企画運営</li> <li>・ 地域の各種団体に対する意識啓発</li> </ul>

### Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

#### 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

##### 《目指す姿》

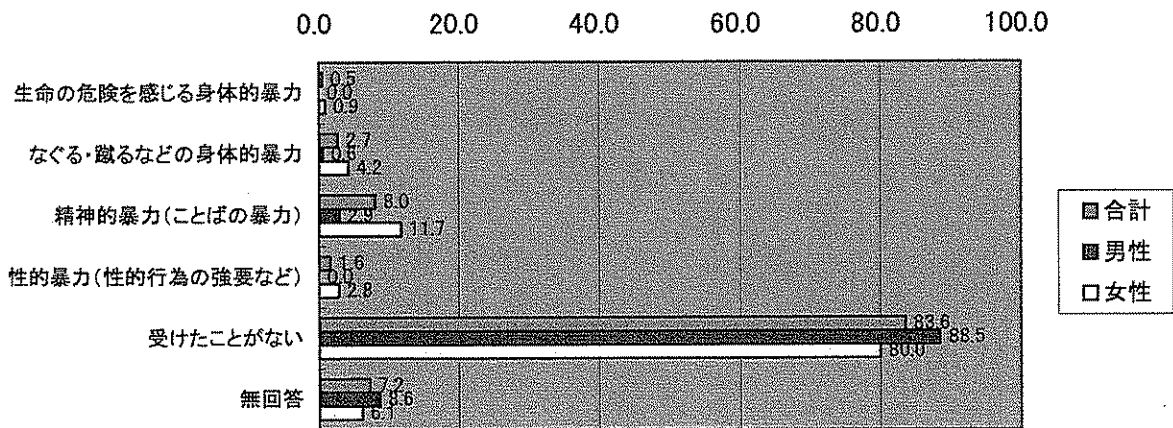
男女の人権が尊重され、女性に対する暴力のない社会が形成されています。

##### 《現状・課題》

- 女性に対する暴力とは、直接的に女性に対して肉体的、精神的、性的な傷害や苦しみをもたらす行為のみならず、そのような行為を行うという脅迫などを含む概念で、性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメントなど様々な形態があります。これらの暴力は女性の生活に不安感や恐怖心を植え付け、基本的人権の重大な侵害であるにもかかわらず、密接関係者間で行われる特殊性や被害申告への抵抗感などから潜在化しやすい傾向にあり、更に、多重債務、住居・就労問題、児童虐待への対応など多岐にわたる問題を含むことが多い状況にあります。
- 平成 21 年度に実施した意識調査において「過去 5 年間に受けたことのある DV」について聞いたところ、「受けたことがない」と回答した割合は男性 88.5%、女性 80.0%にとどまっています。
- 特に配偶者からの暴力に関しては、相談や一時保護、保護命令発令の件数は年々増加しており、事態が深刻化しないうちに被害者が相談できるよう、身近な相談窓口を増やしていく必要があります。また、若年層を対象として交際相手間の暴力に関する予防教育を行うなど、DV を未然に防止するための教育・啓発にも取り組む必要があります。
- 関係機関が連携して、暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発、相談窓口の整備、社会復帰や自立のための支援体制の整備に取り組む必要があります。

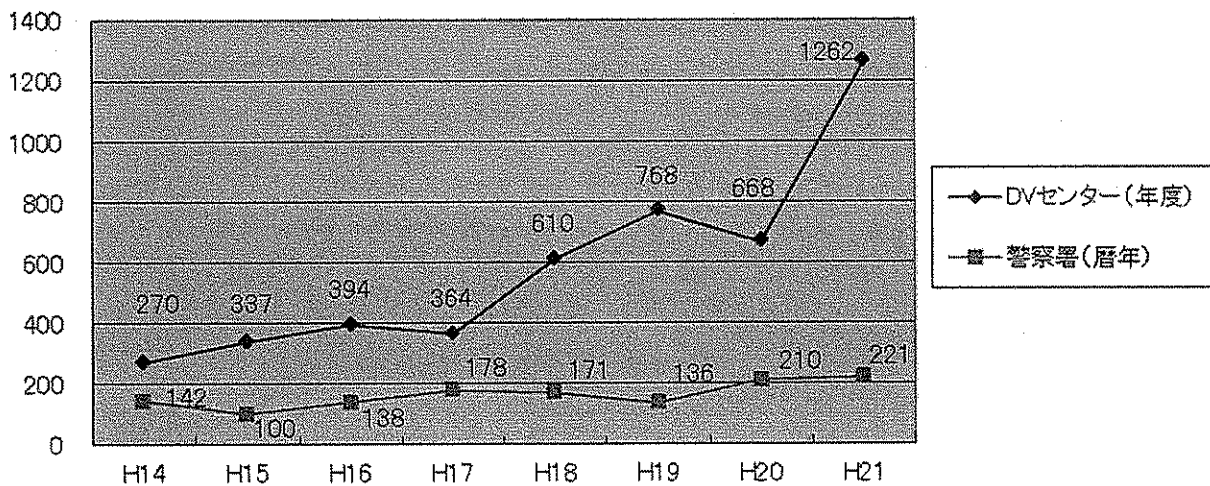


過去5年間におけるDV被害経験(複数回答)(単位:%)



(平成 21 年度意識調査)

岩手県におけるDV相談の状況(単位:件)



※DVセンター(配偶者暴力相談支援センター)については、平成14～17年度までは福祉総合相談センターの1箇所。平成18年度に各振興局及び男女共同参画センターを指定。平成21年度に盛岡市がもりおか女性センターを指定。H21年度の相談件数には、もりおか女性センター分(607件)を含む。

### 《目指す姿を実現するための施策の方向》

#### (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり

- 国や市町村、NPO等と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施などにより、女性に対するあらゆる暴力の問題に関する社会の意識を喚起するとともに、暴力防止に向けた啓発、関係法令の内容について県民への周知を図ります。
- 配偶者からの暴力を未然に防止するため、若年層を対象として、交際相手間の暴力防止に関する教育・啓発を行います。

- いつでも誰でも駆け込める「子供・女性 110 番の家」の設置を促進します。
- 配偶者暴力相談支援センター、警察署、市町村その他関係機関が連携して、配偶者からの暴力に関する相談体制及び安全確保を最優先した保護体制の充実を図ります。
- 特に配偶者暴力防止対策については、身近な相談窓口である市町村に対し、配偶者暴力防止対策推進計画策定などの働きかけや支援を行います。

(2) 女性に対する暴力への厳正な対処

- 売春防止法、児童福祉法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律など、関係法令の厳正な運用を図ります。
- 職場でのセクシュアル・ハラスメント対策について、国や関係機関・団体と連携して、事業主が構すべき措置及び紛争解決援助制度の周知・啓発を図ります。

(3) 被害女性に対する救済策の充実

- 配偶者からの暴力に関しては、配偶者暴力相談支援センター（福祉総合相談センター、広域振興局等、男女共同参画センター）において、市町村等の関係機関と連携を図りながら住宅の確保、就労、援護等に関する制度の利用など被害者の自立に向けた支援を行います。
- 保護や援助を必要としている女性が緊急避難できるよう、婦人保護施設での一時保護を実施するとともに、婦人相談員等によるカウンセリングを通じて被害女性の社会復帰を支援します。
- 性犯罪被害者に対する経済的負担軽減として、初診経費等の公費負担制度の拡充を図ります。
- 岩手県公安委員会から犯罪被害者等早期支援団体として指定を受けた社団法人いわて被害者支援センターと連携して、被害者支援の充実を図ります。
- 被害者に対して適切な相談対応、助言、自立支援等ができるよう、相談員の資質向上を図ります。
- 通訳の確保や施設のバリアフリー化など、外国人や障がい者、高齢者に配慮した相談・保護を行います。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H27)
DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合	%	80.2	90.0
自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合	%	43.5	80.0

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暴力根絶に向けた意識づくり</li><li>・ 暴力の防止に向けた家庭教育</li><li>・ 暴力の未然防止に向けた地域活動</li></ul>
企業の取組に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ セクシャル・ハラスメント防止対策</li></ul>
市町村に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暴力防止に向けた意識啓発</li><li>・ 配偶者からの暴力被害者への相談対応</li></ul>

## 2 メディアにおける人権の尊重

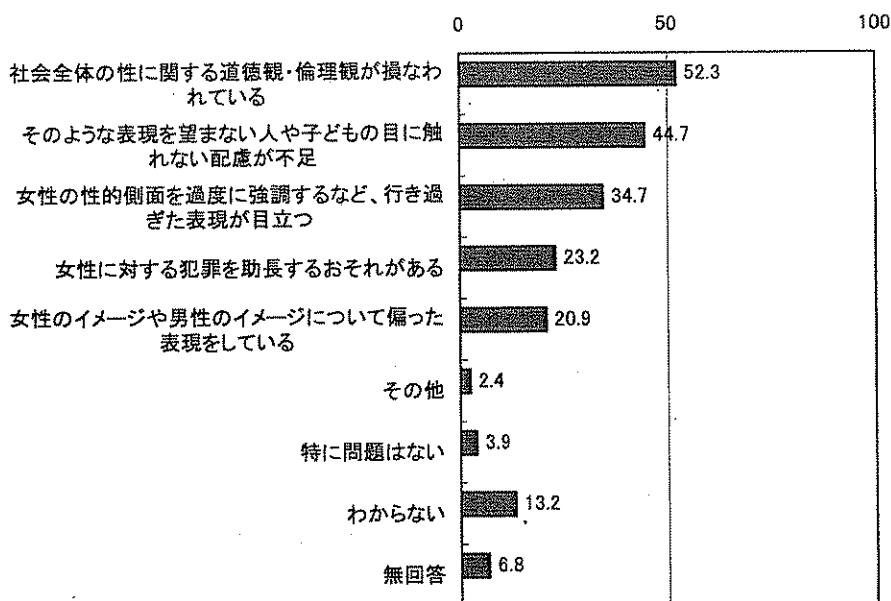
### 《目指す姿》

メディアにおいて、性の商品化や女性に対する過度の暴力表現が取り扱われることのないよう、自主的な取組が行われています。

### 《現状・課題》

- 情報化の進展により、テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアの果たす役割はますます大きくなっています。
- 性の商品化や女性に対する暴力表現がみだりに取り扱われることのないよう、人権尊重の視点に立ったメディア業界の自主的な取組を促す必要があります。
- インターネットや携帯電話の普及により様々な情報の入手が容易になっていることから、情報の取捨選択などが必要です。

メディアにおける性・暴力表現についてどう考えるか(複数回答)(単位:%)



(平成21年度意識調査)

### 《目指す姿を実現するための施策の方向》

- 各種啓発活動を通じ、性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害することがあることについて意識啓発を図ります。
- メディアに対し、男女の人権を尊重し性別に基づく固定観念にとらわれない表現がなされるよう、自主的な取組を働きかけます。

- メディアに対し、多様な視点からの情報発信のため、企画・制作・編集などあらゆる段階に女性が参画するよう働きかけます。
- 県や市町村、各種団体等で作成する刊行物について男女の人権に配慮した表現とするよう、関係機関への働きかけを行います。

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
メディアにおける性・暴力表現について特に問題はないと考える人の割合	%	3.9

《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	・情報の適切な取捨選択
企業（メディア業界）の取組に期待すること	・人権に配慮した表現に関する自主的な取組

### 3 生涯にわたる女性の健康支援

#### 《目指す姿》

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、女性が妊娠・出産・更年期等人生の各ステージにおいて健康の保持増進が図られています。

#### 《現状・課題》

- 女性は妊娠や出産などにより生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面します。
- 1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において、「女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進、自己決定を図る（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※））」という考え方が提唱され、女性の人権の一分野として認識されるようになってきました。この考え方には「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと」などが含まれ、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じた性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。女性が生涯にわたって健康的で主体的に生きることができるよう、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」について社会に広く浸透させる必要があります。
- 女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康増進対策を推進するとともに、子宮がん、乳がんなど、女性に特有の病気等に対応した相談指導の充実を図るほか、エイズや性感染症、女性の健康や胎児に大きな影響をもたらすアルコール依存症や薬物乱用についても、予防・防止対策や正しい知識の普及啓発などの施策の推進が必要です。

※「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）：性と生殖の健康を得る権利。平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

#### 《目指す姿を実現するための施策の方向》

##### (1) 性と生殖に関する健康と権利の推進

- 「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の概念について、幅広い世代への意識啓発を図ります。
- 望まない妊娠・中絶や性感染症を防止するため、家庭・地域・学校・行政が連携し、適切な性教育の推進を図ります。

## (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

- 子どもを安心して生み育てることができるよう、母と子の健康支援に関する情報提供や、妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠期間から出産まで母子ともに健康を維持できるよう、早期の妊娠届出と定期的な妊婦健康診査の受診に関する普及啓発や保健指導を行います。
- 総合周産期母子医療センターを中核とし、地域周産期母子医療センター、協力病院、市町村等との機能分担と連携を促進し、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療の提供を行います。
- 不妊に関する相談に専門的に応じる「不妊専門相談センター」や保健所において、不妊治療に関する情報を提供するとともに、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ります。

## (3) 生涯を通じた健康支援

- 「健康いわて21プラン」により、生活習慣病の予防等を重点とした各医療保険者による特定健康診査、特定保健指導の円滑な実施を支援するとともに、健康的な食生活や運動の普及啓発を推進します。
- 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症検診実施率の向上を図り、女性特有の病気の予防対策を推進します。

## (4) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

- 女性の健康をおびやかすほか胎児への影響が大きいという観点からも、エイズ、性感染症、薬物乱用防止について、正しい知識の普及啓発と相談を実施します。

### 《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H21)
健康教育講座等実施回数	回	26
周産期死亡率 (対象者 1,000 人当たり)	人	5.4
乳児死亡率 (出生 1,000 人当たり)	人	3.5

### 《皆さんに期待すること》

県民の皆さんに期待すること	・互いの性の理解・尊重
市町村に期待すること	・母子保健・生活習慣病対策の推進

## 第3章 計画の推進

この計画を着実に推進するためには、県や市町村の取組はもとより、各種団体、NPO、企業、そして県民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的、主体的に実践するとともに、互いに連携しながら解決に向けて取り組むことが大切です。

### 1 それぞれの役割と連携

#### (1) 県民

男女共同参画社会の実現は、男性も女性も、県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、それぞれの地域で身近なところから実現に向けた取組を実践していくことが基本となります。このため、男女双方に対し、男女共同参画の意義・必要性やそれぞれの立場における実践の仕方などについて意識啓発を図ります。

#### (2) NPO等

男女共同参画社会を実現するためには、様々な分野で活動しているNPO等の役割は重要です。このため、それぞれのNPO等の自主的な取組を尊重しながら、行政と対等な関係を保ち、連携した取組を進めます。

#### (3) 男女共同参画サポーター

地域において男女共同参画を推進するリーダーとして、市町村と連携・協働した活動が期待されます。このため、男女共同参画サポーターの養成や、その活動の支援、県民から意見を伺う機会の確保などに取り組めます。

#### (4) 農林水産関係団体、企業等

本県の男女共同参画を進めるためには、女性労働者における従事者率が全国上位になっている農林水産部門における取組が特に重要です。このため、農林水産関係団体と連携しながら、農林漁業者への働きかけ、支援を行うとともに、特に政策・方針決定過程への女性の参画を促進するなどの取組を行います。

また、商工業等においては、企業が男女共同参画の必要性・重要性を認識し雇用の分野における男女共同参画に取り組む必要があることから、企業への働きかけや取組への支援を行います。

#### (5) 市町村

地方分権の推進に伴い、住民に身近な市町村の果たす役割は極めて重要です。県内各地域において地域の実状を踏まえたさまざまな施策が展開されるよう、市町村との連携強化を図ります。



## (6) 県

男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画に関する情報の収集・提供、県民への学習機会の提供、相談事業などを上記の各主体と連携しながら効果的に実施します。

また、労働、福祉、教育など男女共同参画を推進するための関連事業を実施します。

## 2 プランの進捗状況管理

プランでの「めざす姿」を数値で現すものとして、「主要指標」（県が目標値を定め施策として取り組むもの）と「参考指標」（県が直接施策として取り組むものではないが進捗状況を表すものとして把握し公表するもの）を定めています。これらの実績と関連事業等について毎年度調査し、年次報告として公表するとともに、男女共同参画審議会において進捗状況の評価・検証を行います。

## 主要指標一覧

施策の体系	各論項目	指標名	指標の考え方	単位	基準値 H21年度	目標 H27年 度
			目標値の考え方			
I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成	1	男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合	男女共同参画に関する意識啓発の成果の度合いを量る指標として設定。  基本法制定後10年で6割の認知度であり、更に普及啓発していくこと、現在中学校等の授業でも男女共同参画について学習していること等から90%とするもの。	%	60.8	90.0
	1	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)(男性のサポーターがいる市町村の割合)	地域において男女共同参画を推進する男性の人材を養成するものとして設定。  5年間で計50人の増員と、すべての市町村に男性のサポーターが存在することを目指すもの。	人 (%)	H22 68  (58.8)	118  (100)
	1	子育てサポーター認定者数(累計)	子育てを支援する人材の確保と地域の子育て支援体制の整備の度合いを量る指標として設定。  平成21年度実績(307人)に、毎年の養成数20人増を目標とするもの。	人	307	427
	2	社会慣習の中での不平等感の割合	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しの進捗度合いを量る指標として設定。  達成できなかった平成12年プランの目標値とするもの。	%	72.8	60以下
	3	男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	行政の政策・方針決定過程における男女共同参画を示す指標として設定。  (防災会議、石油コンビナート等防災本部、国民保護協議会及び交通安全対策会議の4審議会等については法令により職が指定されている委員が多数を占めること、選挙管理委員会及び海区漁業調整委員会の2審議会等については法令により選挙で選出される委員が全部又は多数を占めること、委員定数が3名の審議会等(人事委員会、公安委員会及び公務災害補償等審査会)については男女いずれかが40%未満となることから、これら9審議会等は対象外とする。)  H32年度までには100%を目指すのが、H27年度までには80%を目指すもの。	%	53.0	80.0
	3	県職員管理監督者に占める女性の割合	女性の社会参画の促進を図ることを目的に、指導的立場への女性の登用促進のために指標として設定。  目標時点において、概ね主査以上の職に到達する40歳以上の全職員(現在35歳以上55歳未満)のうち女性の割合が17.7%程度と見込まれることから、限りなく当該割合に近づけようとするもの。	%	10.5	17.0

施策の 体系	各論 項目	指標名	指標の考え方	単位	基準値 H21年度	目標 H27年 度
			目標値の考え方			
	3	教職員の管理職に占める女性の割合	女性の社会参画の促進を図ることを目的に、教育現場における指導的立場への女性の登用状況を示すものとして設定。 女性の管理職の割合について、現状の1%増を目指すもの。	%	H22 21.5	22.5
	2	職場において男女が平等と感じている人の割合	雇用の場における男女共同参画の推進状況を示す指標として設定。 平成10年度は11.3であったものがH21年度に20.5%まで上昇したこと、男女均等な雇用環境に向けた法制度が整備されてきていることから、意識啓発等を推進し30.0%を目指すもの。	%	20.5	30.0
	3	家族経営協定締結農家数(累計)	女性農業者の共同経営者としての主体的参画の度合いを示す指標として設定。 H32年度までに認定農業者8,500戸の30%となる2,550戸が締結することを目標とし、毎年度100戸の締結を推進していくもの。(地域の中核的な農家での取組指標と位置付け。なお、家族経営協定は、締結の取消しや更新等の制度運用がなく、協定締結が恒久的なものとの考え方により、累計値とする。)	戸	1,313	毎年度 100戸の新 規締結 (→H27ま でに1,900 戸)
II 家 庭・地 域・職 場にお いて個 性と能 力を発 揮でき る社会 づくり	3	農業農村指導士に占める女性の割合	農業農村指導士に占める女性の割合が高まることが農業女性が経営者としての主体的な活動を行っていることを示すものとして設定。 毎年度の農業農村指導士認定者数に占める女性割合を30%とするもの。 ※全体に占める割合ではないこと。	%	13.3	30.0 (毎年度の 認定者に 占める女 性割合)
	3	女性の漁業士数(累計)	女性漁業者活動のリーダーと期待される女性漁業士を各地域に確保育成することで、漁業における生産活動、漁業環境保全、付加価値向上等の多方面での女性の役割向上を図る指標として設定。 H21年度現在、大船渡、釜石、宮古、久慈の各漁業士会支部単位で2~4名が女性漁業士に認定されているが、各地区で4名、全県で16名の確保を目指すもの。	人	13	16
	6	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計) (男性のサポーターがいる市町村の割合)(再掲)	地域において男女共同参画を推進する男性の人材を養成するものとして設定。 5年間で計50人の増員と、すべての市町村に男性のサポーターが存在することを目指すもの。	人 (%)	H22 68 (58.8)	118 (100)

施策の 体系	各論 項目	指標名	指標の考え方	単位	基準値 H21年度	目標 H27年 度
			目標値の考え方			
	6	社会慣習の中での不平等感の割合(再掲)	「男女共同参画に関する県民意識調査」における「社会通念、慣習、しきたりなどで『男性の方が優遇されている』とする人の割合」が減少することで男女共同参画の定着の度合いを量るものとして設定。	%	72.8	60以下
			達成できなかった平成12プランの目標値とするもの。			
Ⅲ女性 に対する暴力 の根絶 と女性 の健康 支援	1	DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合	DVについての意識啓発の度合いを量るものとして設定。	%	80.2	90.0
	1	自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合	被害者支援の第一歩は相談機関に相談することであることから、被害者が支援につながることを量る指標として設定。  DVの定義を知っている人の割合(H21 82.4%)と同程度の割合まで相談機関について周知することを目指すもの。	%	43.5	80.0

## 参考指標一覧

施策の体系	各論項目	指標名	指標の考え方	単位	基準値 H21年度
I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成	1	男女共同参画フェスティバルの参加者に占める男性の割合	男女共同参画推進月間行事として毎年度1,000人規模で開催するフェスティバルへの男性参加者を増やすことにより、男性への意識浸透が進むものとして設定。	%	H22 13.8
	1	各大学開放講座参加者数(累計)	男女が共に生涯学習を進め、いつでもどこでも学びを進める状況を示す指標のひとつとして設定。	人	15,928
	2	社会慣習の中での不平等感の割合(年代別)	各年代層における社会慣習の中での不平等感を示す指標として設定。	%	20歳代: 66.3 30歳代: 68.4 40歳代: 85.4 50歳代: 80.6 60歳代: 73.6 70歳以上: 58.4
	3	男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	行政の政策・方針決定過程における男女共同参画を示す指標として設定。  (主要指標で対象外とした9審議会等を含む。)	%	46.7
	3	体育指導委員女性比率	豊かなスポーツライフの実現のためには女性の指導者の活躍が期待されることから指標として設定。	%	28.2
	3	スポーツ・リーダーバンク女性比率	スポーツ活動への女性の参画状況を示す指標として設定。	%	20.6
	3	農協女性理事の登用	農業従事者の過半を占めている女性の視点・意見を、農協経営に反映させる指標として設定。	人	9
	3	女性農業委員の登用状況	農業従事者の過半を占めている女性の視点・意見を、地域の農業経営体育成や農地保全などに反映させる指標として設定。	%	9.2
	1	年間総労働時間数	年間総労働時間が減少することで、地域や家庭における時間が増えるものことから、仕事と家庭生活等の調和を量る指標として設定。	時間	1,802
	1	一時・特定保育実施保育所数	就労形態の多様化に対応した子育て支援体制の環境整備の度合いを量る指標のひとつとして設定。	カ所	174
	1	放課後児童クラブ設置数	子育てと就業の両立を支援するとともに、昼間保護者が不在となる児童の健全な育成を図るための市町村の取り組みを示す指標として設定。	カ所	254

施策の体系	各論項目	指標名	指標の考え方	単位	基準値 H21年度
Ⅱ 家庭・地域・職場において個性と能力を發揮できる社会づくり	3	農村女性の起業者数(個人及びグループへの参画)(累計)	農業女性が起業し活動を行っていくことが農村地域における女性の経済的自立、地域の活性化等を示すものとして設定。	経営体	411
	3	女性の指導林家数	林業の地域活動に女性が積極的に参画し、指導的な役割を担う度合いを示す指標として設定。	人	3
	4	女性の再就職率	働く意欲のある女性の有効な活用、再就職を促進することにより、労働の場における男女共同参画の推進の度合いを量る指標として設定。	%	32.7
	5	居宅介護・地域密着型サービス利用割合	高齢者が通所、宿泊、訪問の介護サービスを利用しながら、自宅や地域で安心して生活できることを量る指標として設定。	%	54.3
	5	障がい者グループホーム等利用者数	障がい者の希望する地域への移行の度合いを量る指標のひとつとして設定。	人	1,308
	5	共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合	家庭における男女共同参画を示す指標として設定。	%	30.2
	6	自治会長に占める女性の割合	地域における男女共同参画を示す指標として設定。	%	3.2
	6	PTA会長に占める女性の割合	PTA活動における男女共同参画を示す指標として設定。	%	H22 国公立小中 学校 5.1
Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援	2	メディアにおける性・暴力表現について特に問題はないと考える人の割合	メディアにおける性・暴力表現に対する県民の意識を量る指標として設定。	%	3.9
	3	健康教育講座等実施回数	女性の健康の保持増進に寄与する指標として設定。	回	26
	3	周産期死亡率(対象者1000人当たり)	周産期死亡は母体の健康状態に強く影響を受けることから、保健指導の重要な課題であり、母子保健の水準を示す指標として設定。	人	5.4
	3	乳児死亡率(出生1000人当たり)	家庭の生活水準、衛生状態、ひいては地域及び社会全体の保健水準を量る指標として設定。	人	3.5